

II. 施策集編

取組の柱	求められる政策
<p>① 業界内外の連携による働き方改革</p>	○建設業で働く人の処遇を改善する
	○現場の安全性を高める
	○適切な工期を設定する環境を整える
	○休日の拡大に向けて環境を整える
	○働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
	○若者がキャリアパスを描きやすくする
	○担い手の育て手(指導者等)を確保する
<p>② 業界内外の連携による生産性向上</p>	○建設産業の各プレーヤーの役割と責務を明らかにする
	○建設生産の各プロセスにおける手戻り・手待ちをなくす
	○施工に従事する者の配置・活用の最適化を図る
	○建設工事の繁閑の波をなくす
	○建設生産の各プロセスにおけるICT化を進める
	○書類を簡素化する
	○周辺産業の人手不足の影響を緩和する
	○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする
<p>③ 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供</p>	○建設産業の各プレーヤーの役割と責務を明らかにする(再掲)
	○建設サービス全体の品質に直結する設計の品質を高める
	○発注者の体制を補完する
	○顧客が安心して発注できる環境を整える
	○建設生産物の一部を構成する工場製品の質を高める
	○建設業で働く人の姿を「見える化」する
	○専門工事業の姿を「見える化」する
	○不正が行われぬ環境を整える
<p>④ 地域力の強化</p>	○地域の建設企業の役割を明らかにする
	○地域の建設企業の経営力を高める
	○地域に貢献する企業を後押しする
	○地域の多様な主体との連携を強化する
	○市町村の発注体制を補完する

①業界内外の連携による働き方改革

① 業界内外の連携による働き方改革

- 建設産業の魅力を高め、若年層や女性の入職を促進し、担い手を確保していくため、企業と働く人との信頼関係を軸として、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入促進、長時間労働の是正や週休2日の確保など建設産業の「働き方改革」を強力に推進。

○ 建設産業で働く人の処遇を改善する

- ・ **技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）**
- ・ 社会保険の加入促進等の対策の強化
 - － 法定福利費相当額を含む適正な請負代金額で契約を締結する責務の明確化
- ・ **建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進**
- ・ **一人親方への対応**
 - － 業務中の災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得等の支援、労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進への支援
 - － 適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化
- ・ **女性の働きやすい職場環境の整備**
- ・ **建設業退職金共済制度の更なる普及・改善**
 - － 民間工事における建設業退職金制度の活用を促進
 - － 掛金納付方式の見直しや建設キャリアアップシステムとの連携を推進

○ 現場の安全性を高める

- ・ **建設工事従事者安全・健康確保法に基づく取組の推進**
 - － 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算
 - － 安全及び健康に配慮した工期の設定
 - － 建設企業等による自主的な安全点検等の取組の促進
 - － 一人親方等の安全及び健康の確保の推進
 - － 労働安全衛生法令の遵守徹底 等
- ・ **ICT活用工事の推進**

○ 適切な工期を設定する環境を整える

- ・ **受発注者双方の責務として不当に短い工期による契約締結を禁止**
- ・ **建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化**
- ・ **不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある勧告制度**
- ・ 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- ・ 約款等を活用した適切な工期設定
- ・ **施工時期の平準化の取組の拡大**
 - － 債務負担行為の最大限の活用
 - － 地方公共団体に対し施工時期の平準化の取組の推進を要請
 - － 国、地方公共団体の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表
- ・ 働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成
 - － 先進的なモデル地域を選定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進

○ 休日の拡大に向けて環境を整える

- ・ **契約における受発注者の責務の明確化**
 - － 工事現場の休日をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加
- ・ 公共工事における週休2日を前提とした工期設定による発注の推進
- ・ 官民を挙げた土曜一斉閉所の実施・拡大
- ・ 週休2日の推進により稼働日数が減少しても技能労働者の総収入が減らないための方策

○ 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する

- ・ **働き方に関する評価の拡充**
 - － 経営事項審査において、普及状況に留意しつつ、働き方に関する国等の認定制度の取得を評価
 - － 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化
- ・ **許可に際しての労働者福祉の観点の強化**
 - － 労働者福祉の状況（社会保険加入等）を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化
- ・ **専門工事企業に関する企業情報の提供**
 - － 技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築
- ・ **技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）（再掲）**
- ・ 業界団体レベル、個々の企業レベルにおける働き方改革に関する自主行動計画等の作成の推進

○ 若者がキャリアパスを描きやすくする

- ・ **「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（後掲）**
- ・ **登録基幹技能者の配置に関する総合評価方式での評価の推進**
- ・ **技術者が若年齢から活躍できる機会の付与**
 - － 技術検定の学科のみの合格者への位置付けの付与（例えば、技士補制度の創設）によりキャリアステップが見える化・階層化
 - － 若手技術者の現場登用機会の創出
- ・ **専門工事業のキャリアパスモデルの普及の促進**

○ 担い手の育て手（指導者等）を確保する

- ・ 教育機関、研修機関の体制確保の推進
- ・ 個々の企業ではなく業界団体等による体系的な研修の実施
- ・ 工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進
- ・ 教育訓練施設における指導者向け指導プログラムの策定と普及
- ・ ICTを活用した効率的な人材育成・技能訓練の実施（育て手側の生産性向上）

①働き方改革
 ○建設業で働く人の処遇を改善する
 ○働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する

<施策の概要>

- 建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- 同能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。

能力評価基準の要素

- 保有資格 (キャリアアップシステムに登録される)
- 就労実績 (キャリアアップシステムに蓄積される)
- 職種に応じた知識・技能
- その他

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせてカードを色分け



<能力評価基準に応じた賃金体系イメージ>

都道府県		...	型枠工	大工	...
A県	レベル1				
	レベル2	従来の都道府県別、職業別の単価設定に技能者評価基準を追加。			
	レベル3				
	レベル4				

→ 能力評価基準と連動した賃金体系により、技能者の技能や経験に応じた処遇を実現

- ①働き方改革
 - 建設業で働く人の処遇を改善する
- ②生産性向上
 - 施工に従事する者の配置・活用の最適化を図る
 - 工事の繁閑の波をなくす

<施策の概要>

- 建設企業間に労働の平準化の仕組みを構築する(ガイドラインの策定等)。構築に当たっては、労働法制や社会保険等の関連制度に留意しつつ検討を行う。
- 併せて、建設業務労働者就業機会確保事業の活用等の促進を図る。

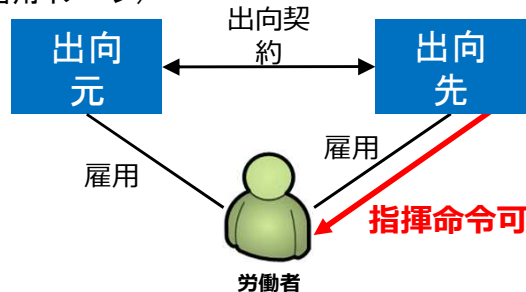
<背景>

- 建設産業は単品受注産業としての特性に起因して繁忙期と閑散期の発注の波が大きく、そのことが労働力のバッファーとしての非正規雇用や日給制の原因となっているとの指摘も存在。
- 社員化や月給制などの処遇改善や、生産性向上の観点から、建設企業間の人材の効率的な活用など労働の平準化のための対策を講ずる必要がある。

出向パターン

<① 在籍型出向>

(活用イメージ)

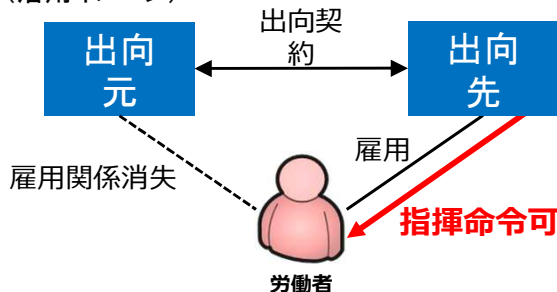


○ 在籍型出向については、**出向元企業との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向先企業との間にも雇用契約関係があることから、労働者派遣には該当しない**

○ ただし、**在籍型出向が「業として行われる」と、職業安定法に基づき禁止される労働者供給事業に該当するおそれがあることに留意**

<② 移籍型出向>

(活用イメージ)

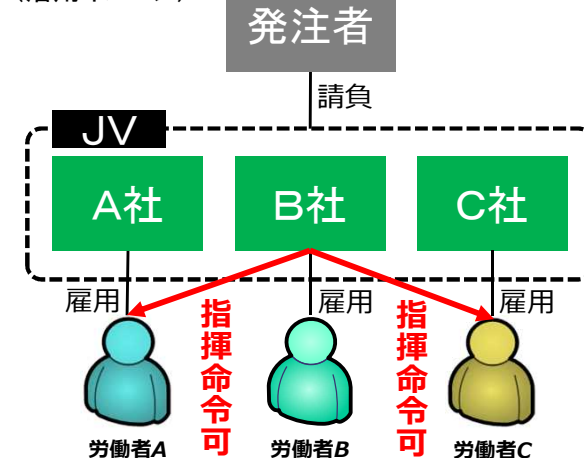


○ 移籍型出向については、**出向先企業との間のみ雇用契約関係があることから、労働者派遣には該当しない**

○ ただし、**移籍型出向が「業として行われる」と、職業安定法上の職業紹介事業に該当し、有料職業紹介事業の許可や無料職業紹介事業の許可が必要となる場合もある**

JVパターン

(活用イメージ)



○ JV構成員が自己の雇用する労働者を他構成員の労働者等の指揮命令の下に従事させたとしても、**通常、それは自己のために行われるものとなり、労働者派遣には該当しない**

○ ただし、このようなJVは、**構成員の労働者の就業が労働者派遣に該当するのを免れるための偽装手段に利用されるおそれがあることから、下記通り、その法的評価を厳格に行うことが必要**

【「労働者派遣」に該当しないための主な要件】

- ・全構成員が、JVが発注者との間で締結した請負契約に基づく業務処理について連帯責任を負うこと
- ・全構成員が、JVに対する出資義務を負うとともに、JVから利益分配を受けること
- ・各構成員が、**対等の資格に基づき共同で業務を遂行している実態にあること**
- ・いずれの構成員も、**単に肉体的な労働力を提供するものではないこと**等

<施策の概要>

- 業務中の災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得等の支援及び労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進への支援を行う。
- 適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化を図る。

○一人親方等の死亡災害発生状況(平成28年)

1. 工事の種類別

	一人親方等	
	一人親方	
土木工事	11 (11)	4 (5)
建築工事	53 (53)	34 (35)
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	9 (11)	7 (5)
木造家屋建築工事	25 (27)	18 (22)
その他の建築工事	19 (15)	9 (8)
その他の建設工事	9 (14)	6 (8)
分類不能・不明	2 (3)	2 (0)
総計	75 (81)	46 (48)

2. 事故の型別災害発生状況

	一人親方等	
	一人親方	
墜落、転落	44 (50)	27 (34)
はさまれ、巻き込まれ	5 (9)	5 (4)
交通事故(道路)	4 (1)	3 (0)
激突され	3 (4)	2 (3)
転倒	3 (1)	1 (0)
感電	3 (0)	2 (0)
飛来、落下	2 (3)	1 (1)
崩壊、倒壊	2 (2)	0 (1)
有害物等との接触	2 (2)	0 (1)
その他	7 (9)	5 (4)
合計	75 (81)	46 (48)

* 厚生労働省調べ

* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主(23名)、役員(4名)、家族従事者(2名)である。

* ()内は平成27年数値

○一人親方の労災保険特別加入の状況

	H12年		17年		22年		24年	25年	26年	27年
一人親方特別加入者	21万	..	27万	..	36万	..	38万	40万	41万	42万
一人親方(雇無業主)	55万		57万		59万		60万	56万	56万	58万
	38%		47%		61%		63%	71%	72.5%	73%

※出典:一人親方(雇無業主)→総務省「労働力調査」
特別加入者数→厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」

<施策の概要>

- 若年層や女性の入職促進、就労継続、更なる活躍とスキルアップの各段階における施策を引き続き実施する。
- 建設産業女性活躍推進会議の開催等を通じて、女性が活躍する姿・建設業の魅力を発信することで、建設業全体の職場環境の改善や意識変化を促すとともに、女性活躍の好循環の加速に向け、女性活躍推進の実践を強化する施策を実施する。

○ 女性技能労働者の入職・定着に取り組む企業や団体に対する課題解決支援

内容

- ・ 家庭との両立に配慮した労働時間の見直し（フレックスタイム制の導入、保育園への送迎への配慮、時短勤務の導入等）、子育てを支援する社内体制整備（事業所内保育所の設置等）、女性技能労働者の復職に向けた環境整備（再雇用制度の導入、休職制度の工夫等）など、女性活躍の推進に意欲のある企業に対して、専門家によるコンサルティング等の実施

○ 女性活躍の取組のポイントなどについての小規模企業に対する情報発信の強化

内容

- ・ 小規模企業におけるこれまでの女性活躍推進の事例や抽出された取組のポイント等を体系立てて整理し、業界団体等と連携して、小規模企業向けの情報発信強化のためのツールとして活用

○ 建設業の女性活躍推進に関する実態調査の実施

内容

- ・ 建設業従事者に対し、女性の働き方に関する実態調査を実施。女性の入職・定着の実践を進めていく上で、PRすべき点、改善すべき点を整理することで、更なる女性活躍推進の実践の強化に活用

建設産業女性活躍推進会議の開催

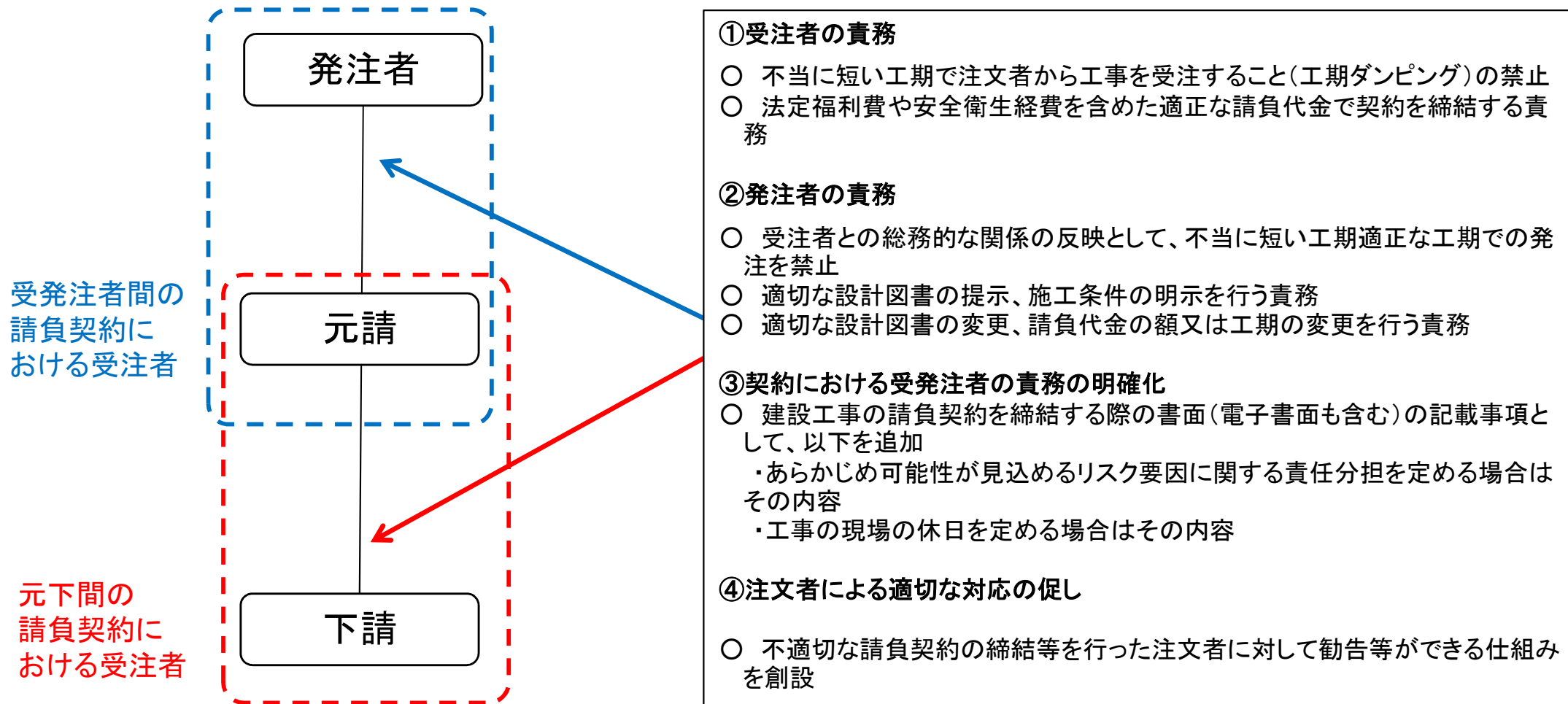
- ・ 女性活躍に取り組む建設企業等の代表者等による意見交換会を、地域単位のブロック会議と全国会議とで開催
- ・ 各企業の取組や、コンサルティング支援での事例を共有するとともに、女性活躍推進のために求められること等を議論

受発注者双方の責務の明確化

- ①働き方改革
 - 適切な工期を設定する環境を整える
 - 休日の拡大に向けて環境を整える
- ②生産性向上
 - 建設生産の各プロセスにおける手戻り・手待ちをなくす

＜施策の概要＞

- 働き方改革や生産性向上の取組を推進する観点から、不当に短い工期による契約締結を禁止するなど受発注者双方の責務を明確化するとともに、不適切な契約締結等を行った注文者に対して実効性のある勧告制度を創設する。
- また、契約における受発注者の責務を明確化するため、請負契約を締結する際の書面記載事項の充実を図る。



(参考)働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抜粋)

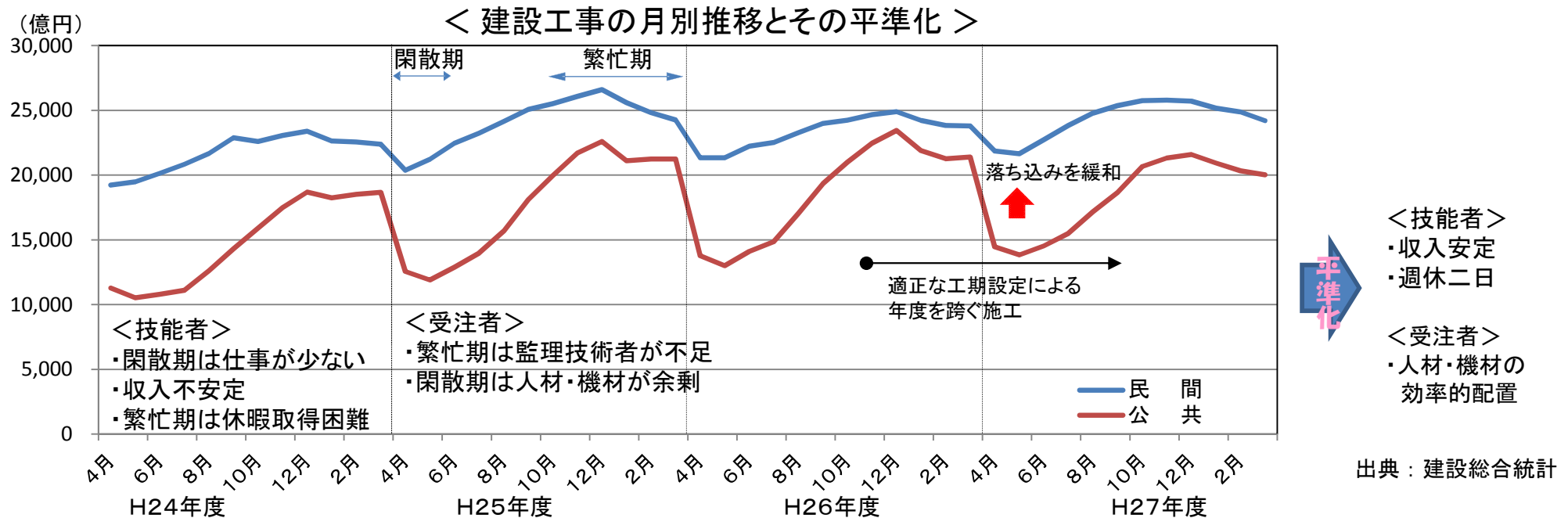
- 建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、(中略)制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。

施工時期の平準化の取組の拡大

- ②生産性向上
- 建設工事の繁閑の波をなくす

< 施策の概要 >

- 人材・資機材の効率的な活用や良好な労働環境を実現し、建設現場の生産性向上を図るため、閑散期と繁忙期の差を縮小する、施工時期の平準化を推進。
- 平準化を推進するため、直轄工事において、適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用。
- また、地方公共団体に対し平準化の取組の推進について要請するとともに、国、地方公共団体の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組を全国で実施。



■ 2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

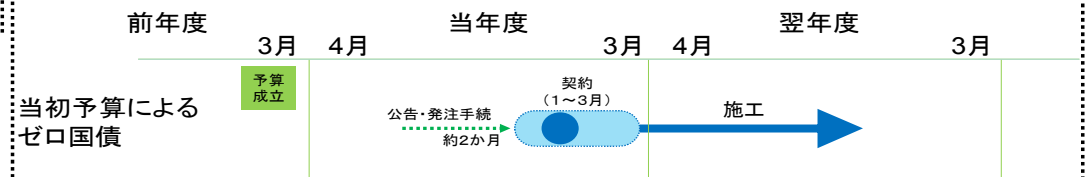
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て、後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

■ 当初予算における『ゼロ国債※2』の設定

平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定(約1,400億円)



①働き方改革
 ○働く人を大切にする業界・企業であることを明らかにする

<施策の概要>

- 建設業における働き方改革を推進する上で、例えば長時間労働の是正による工期の延長や人員の増加は、企業にとってはコスト増につながり、競争上不利となる面も想定される。こうした働き方改革に取り組む企業が積極的に評価される環境を整備するため、長時間労働是正に積極的に取り組む企業を経営事項審査において加点評価する。
- 処遇の改善や担い手確保の観点から、社会保険制度への更なる加入促進を図るため、社会保険未加入に関する経営事項審査の減点の寄与を強化する。

【経営事項審査の審査項目】

項目区分		審査項目	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	

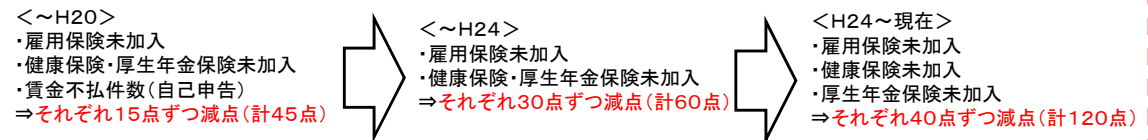
○長時間労働の是正に取り組む企業に対する加点評価

働き方に関する国等の認定制度のうち、認定の要件として一定の時間外労働条件(年間720時間等)が課されているものを取得している企業を評価する。

※ 認定制度の普及状況にも留意して導入

○社会保険未加入に関する減点の寄与の強化

現行のW点の制度では合計がマイナスとなった場合は0点として扱われる(マイナスの点数として扱われない)が、**マイナス値を認める(ボトムをなくす)**等、減点の寄与を強化。



(参考)経審において社会保険未加入の減点を受けている企業数(平成28年9月時点)
 …… 雇用保険:798社 健康保険:1,460社 厚生年金保険:1,460社

<施策の概要>

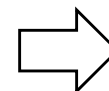
- 今後の建設業の担い手確保に向けて、建設工事従事者の労働者福祉（社会保険加入等）の状況を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化する。
- その際、労働者福祉の状況を許可要件あるいは許可の条件とすることが建設業法の趣旨に照らして適当か、経営事項審査等の企業評価制度との役割分担をどうすべきか、といった観点について検討する。

<背景>

- 建設業法においては、主に不良不適格業者を排除する観点から、建設業の許可にあたっては以下の4点を要件としている。
- 一方、労働力人口が減少し、担い手の確保が建設業の重要課題となる中で、働き方や生産性の向上を意識した制度設計が求められている。建設企業に過剰感があつたこれまでとは異なり、中長期的には、地域によっては建設業の供給力が不足し、インフラの維持管理等に支障を来す自体も懸念される。
- これまでも建設業の許可の際には、許可行政庁より申請会社の社会保険の加入状況について、確認・指導がなされているところであるが、今後の建設業の担い手確保を考えれば、許可に際しての労働者福祉の観点についてさらなる検討が必要。

<現行の許可制度の要件>

(1) 経営の安定性
経営能力（経營業務管理責任者）
財産的基礎（請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用）
(2) 技術力
業種ごとの技術力（営業所専任技術者）
(3) 適格性
誠実性（役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除）



労働者福祉の状況を許可要件あるいは許可の条件とすることが建設業法の趣旨に照らして適当か、経営事項審査等の企業評価制度との役割分担をどうすべきか、といった点について検討

専門工事企業に関する企業情報の提供

- ①働き方改革
 - 働く人を大切にする業界・企業であることを明らかにする
- ③良質な建設サービスの提供
 - 専門工事業の姿を「見える化」する

<施策の概要>

- 専門工事企業の施工能力の見える化を進め、優れた施工能力を有する専門工事企業が選ばれるための環境整備を進める。その際、建設キャリアアップシステムを活用して策定する能力評価基準とも連携させる。

専門工事企業の施工能力の見える化のイメージ

- A 所属する技能者の人数・評価
※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- B 施工実績
- C 社会保険等への加入状況
- D 建設重機の保有状況
- E 災害復旧、地域活動等への貢献状況
- F その他

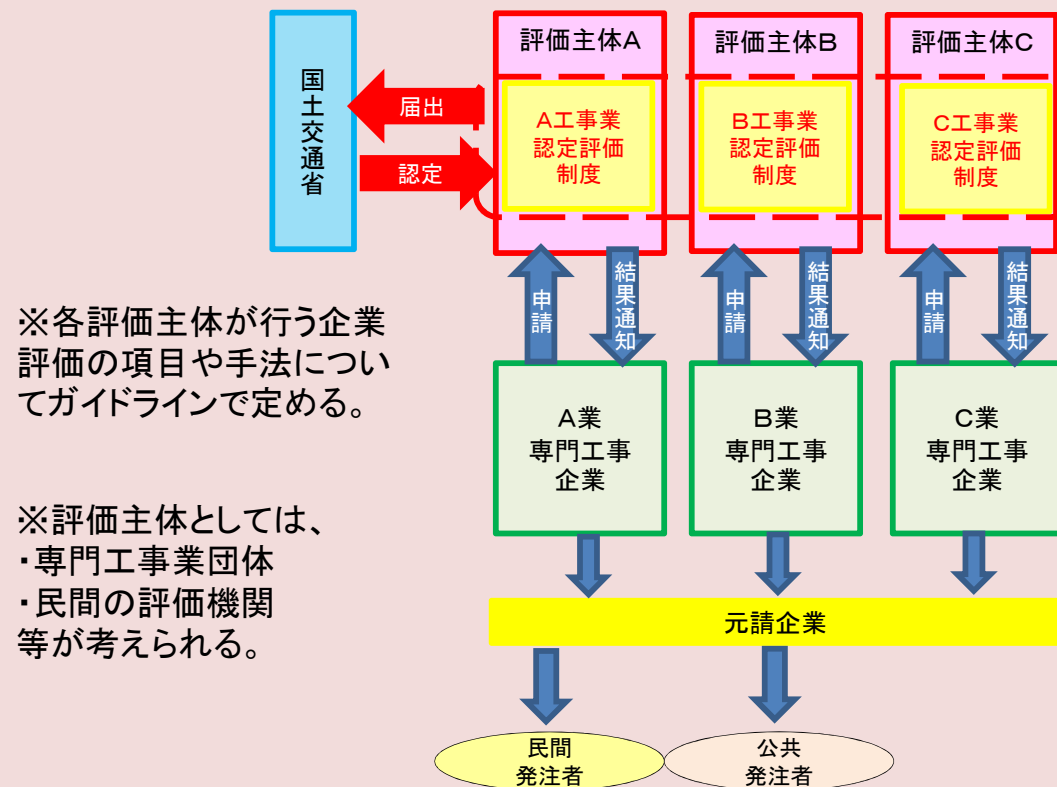
$$A+B+C+D+E+F = \text{〇〇ポイント}$$

(活用イメージ)

- ・現場毎のポイント合計を発注者が評価
- ・専門工事企業選定の際に元請企業・発注者が活用

<専門工事企業の施工能力の見える化>

(将来的なイメージ)



- ①働き方改革
 - 若者がキャリアパスを描きやすくする
- ③良質な建設サービスの提供
 - 建設業で働く人の姿を「見える化」する

「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化

<施策の概要>

- 中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、施工現場における「技術」と「技能」の違い等を踏まえつつ、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけ、技能労働者の育成についての建設企業の責務等を設ける。
 - ・ 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - ・ 技能労働者が技能の向上に努める責務
 - ・ 施工現場における技能の明確化
 - ・ 請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置
 - ・ 専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ

<背景>

- 現行の建設業法においては、技術者については、工事現場における工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者や主任技術者を置かなければならないこととされている。
- 一方、技能労働者については、建設業従事者の中で約330万人を占め、建設工事の適正な施工のために重要な役割を果たしているが、建設業法上の位置付けはない。
- この点、中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけを検討する必要。

<現行法における技能労働者関連の規定>

1. 建設業法上の規定

- 建設業法第24条の6において、元請で請けた特定建設業者に対し、下請が、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定*に違反しないよう指導する努力義務が課せられている。 *：労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法
- また、建設業法第26条の3第2項は、「建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない」旨規定している。

2. 品確法上の規定

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項において、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないこととされている。
- また、同法第8条第2項においても、受注者は、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないこととされている。

3. 登録基幹技能者についての規定

- 建設業法施行規則第18条の3第2項において、経営事項審査の評価要素である技術的能力のひとつとして、「工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習(大臣の登録を受けた者、登録基幹技能者講習)を修了した者の数」が規定されている。

現場の要、登録基幹技能者



〔登録基幹技能者の要件〕

- ① 基幹的な役割を担う職種で **10年以上**の実務経験
- ② **3年以上**の職長経験
- ③ 実施機関が定める資格の保有

〔種類、人数〕(平成28年3月末現在)

・33職種(43機関)、51,660名
※5年毎の更新

技術者が若年齢から活躍できる機会の付与

- ① 働き方改革
 - 若者がキャリアパスを描きやすくする

<施策の概要>

- 受験機会を拡大するため、試験の年2回化(当面は2級学科試験)や1級学科試験の受検早期化
- 若年層のモチベーション向上の観点から、技士補制度の創設により、キャリアステップを見える化・階層化

<背景>

- 技術検定制度について、業務や学校行事との関係から、受検機会の拡大を求める声がある
- 現在、監理技術者等のみに法令上の明確な位置付け等があるため、若いうちから責任のある立場としての経験を積みにくい環境となっている

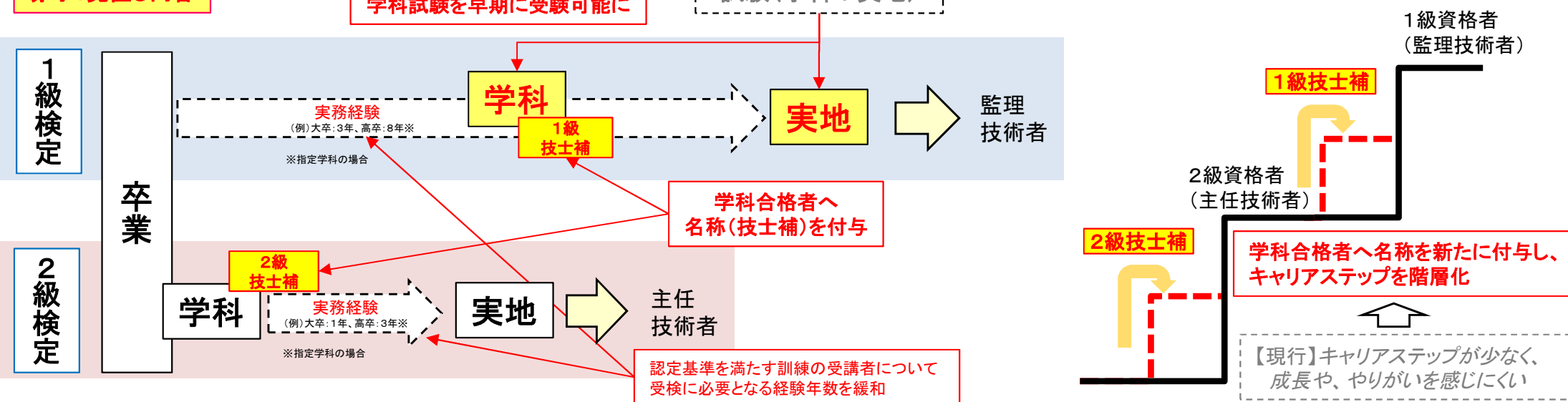
今後の見直しイメージ

赤字:見直し内容

学科試験を早期に受験可能に

【現行】
試験(学科+実地)

目指す建設技術者のキャリアイメージ



現場での施工管理技士補の活用

- ・2級施工管理技士取得済みの1級施工管理技士補取得者について、監理技術者の補助との位置付けの付与、実績の評価等の仕組みを導入

②業界内外の連携による生産性向上

②業界内外の連携による生産性向上

- 国民の多様なニーズにも対応して建設産業が進化していくため、建設生産システム全体から個々の企業・個人の取組に至るまで、あらゆるフェーズにおける生産性向上の取組を推進。

○建設産業の各プレイヤーの役割と責務を明らかにする

- ・受発注者など各プレイヤーの生産性向上に向けた役割の明確化
 - －契約の対価となっている業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取り決めの明確化
- ・関係者（現場代理人、職長等）の定義・役割の明確化
- ・各プレイヤー間のリスク分担の明確化
 - －可能性のあるリスク要因に関する責任分担をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加
- ・適切な工期設定や生産性向上に向けたガイドラインの策定

○建設工事の繁閑の波をなくす

- ・施工時期の平準化の取組の拡大（再掲）
- ・建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進（再掲）
- ・中堅・中小建設企業の協業化の普及

○周辺産業の人手不足の影響を緩和する

- ・資材搬入等を担う物流業者との連携強化
- ・交通誘導員の担い手不足に対応した関係機関、警備業団体等との連携強化

○建設生産の各プロセスにおける手戻り・手待ちをなくす

- ・受発注者双方の責務の明確化
 - －適切な設計図書の提示・変更、施工条件の明示
- ・設計段階から建設生産プロセス全体の生産性向上に資する取組を推進
- ・設計と施工の初期段階からの連携を図るためのフロントローディング（ECI方式の活用等）の推進
- ・**技能労働者の多能工化の普及**
 - －多能工化に取り組む際の手法等についてガイドラインを策定、業界団体を通じて普及を促進
- ・各プレイヤー間のリスク分担の明確化（再掲）

○建設生産の各プロセスにおけるICT化を進める

- ・**全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データを共有するプラットフォームを整備**
- ・**建設工事における電子商取引の推進**
- ・AIやIoT、ビッグデータの活用等に向けたIT企業等との連携促進（企業連携の場の提供）

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・生産性向上に関する評価の拡充
 - －経営事項審査において、企業における生産性を図る指標を評価項目として設定
- ・**中堅・中小建設企業による生産性向上に向けた取組（設備投資等）への支援**
- ・中堅・中小建設企業の協業化の普及（再掲）
- ・技能労働者の多能工化の普及（再掲）

○施工に従事する者の配置・活用の最適化を図る

- ・**営業所専任技術者要件の見直し**
- ・建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進（再掲）
- ・**現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築**
- ・**技術者配置要件の見直し**

○書類を簡素化する

- ・**許可申請書類、経営事項審査書類等の簡素化・電子申請化**
- ・入札契約時の提出書類（段階的選抜方式の活用等）、工事関係書類の簡素化

○活躍のフィールド拡大による収益力強化を促す

- ・**海外展開**
 - －官民連携によるアジアでの更なる受注拡大やアフリカ等の新市場への進出、PPP等請負工事以外のビジネスモデルへの参入支援
 - －プラットフォーム（協議会）の立ち上げによる中堅・中小建設企業の海外進出支援 等
- ・**ICTを活用した建設関連ビジネスの展開**
 - －複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり

<施策の概要>

- 建設産業は、若年の入職者が少なくなっており、また特に他産業と比べても高齢者の割合が高い産業構造となっていることから、中長期的な技能者の確保・育成とともに、生産性を向上させることが必要。その有効な対策の一つとして、多能工の育成・活用を推進する。
- 多能工化に取り組む際の手法等についてガイドラインを策定し、業界団体を通じた普及を図る。

多能工とは

- 建設工事において、連続した複数の異なる作業や工程等を遂行するスキルを有する個人

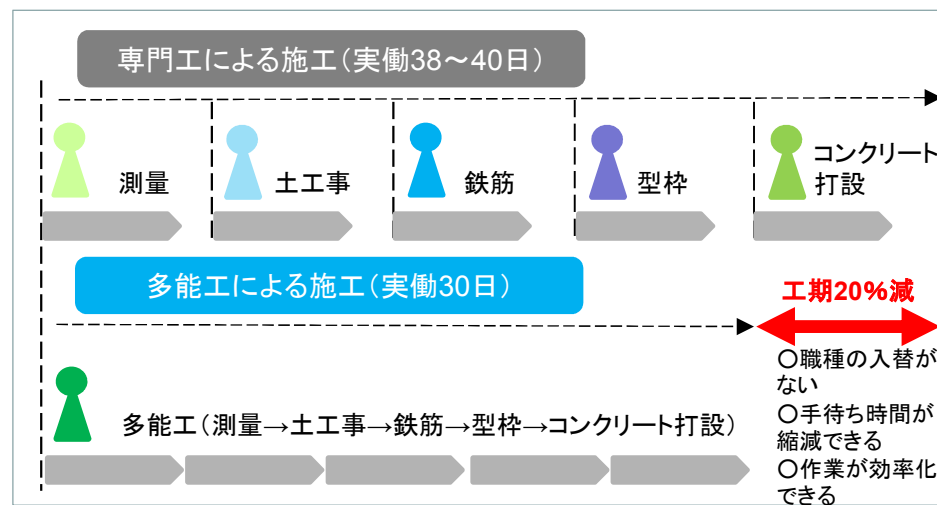
<経営者にとっての利点>

- ・ 工種の入替がないことによる工期の短縮、手戻りの縮小、コスト縮減
- ・ 人材の有効活用による繋閑調整、受注機会の拡大
- ・ 一連の工事で同一の者（適切な能力と資格を有する者）を配置できることによる品質の向上、法令遵守の徹底、施主・元請からの信頼の向上、業務改善範囲の拡大 等

<技能者にとっての利点>

- ・ 活躍できる場所の拡大による雇用の安定
- ・ 適切な評価システムの下では、取得した資格等に応じた給与・地位の向上が望める 等

<多能工活用効果のイメージ>



課題・留意点等

- 多能工はリフォーム工事など小規模な工事において効果が高い
- 社員であることが前提であり初期費用が必要
- 複数業種にわたる建設業許可が必要となる
- 前後工程のスキルを身に付けた多能工の育成が効果的
- 適切に評価（処遇）しないと離職につながる可能性 等

多能工化に取り組む際の手法等についてガイドラインを策定し、業界団体を通じた普及を図る。

多能工化による工期短縮、手戻り縮小、外注減少等を通じた人材の効率的活用の実現

<施策の概要>

- 技術者の適正な配置や運用改善によって生産性の向上を図る観点から、ICTの利用環境の向上等も踏まえつつ、建設業法上の営業所が公共工事の地域要件に利用されていること等も考慮し、営業所専任技術者要件そのもののあり方、現場技術者と兼務できる範囲のあり方について検討していく。
- その際、建設業の営業拠点である営業所が備えるべき機能や体制についても検討する。

<背景>

- 営業所専任技術者要件については、技術力の観点から、建設業者としての適正性を判断するために設けられてきた。
- 営業所専任技術者は、営業所に常勤して職務に従事することが求められているが、これまでも、生産性向上や技術者の配置・運用改善等の観点から一定の範囲で建設工事の現場技術者との兼務が認められてきた。
- 今後、生産性向上や技術者の配置・運用改善の観点に加え、ICTの利用環境の向上や営業所が公共工事の地域要件に利用されていること等も考慮し、営業所専任技術者要件のあり方や現場技術者と兼務できる範囲のあり方についてさらなる検討が必要。

<現行の営業所専任技術者要件>

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『営業所専任技術者要件』（その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること）がある。

○許可の種類(特定/一般)及び各業種区分に応じた技術者要件を満たす者

(例)建築工事業の場合

- ・特定建設業…建築士(一級のみ)、建築施工管理技士(一級のみ)
- ・一般建設業…建築士(一級・二級)、建築施工管理技士(一級・二級)

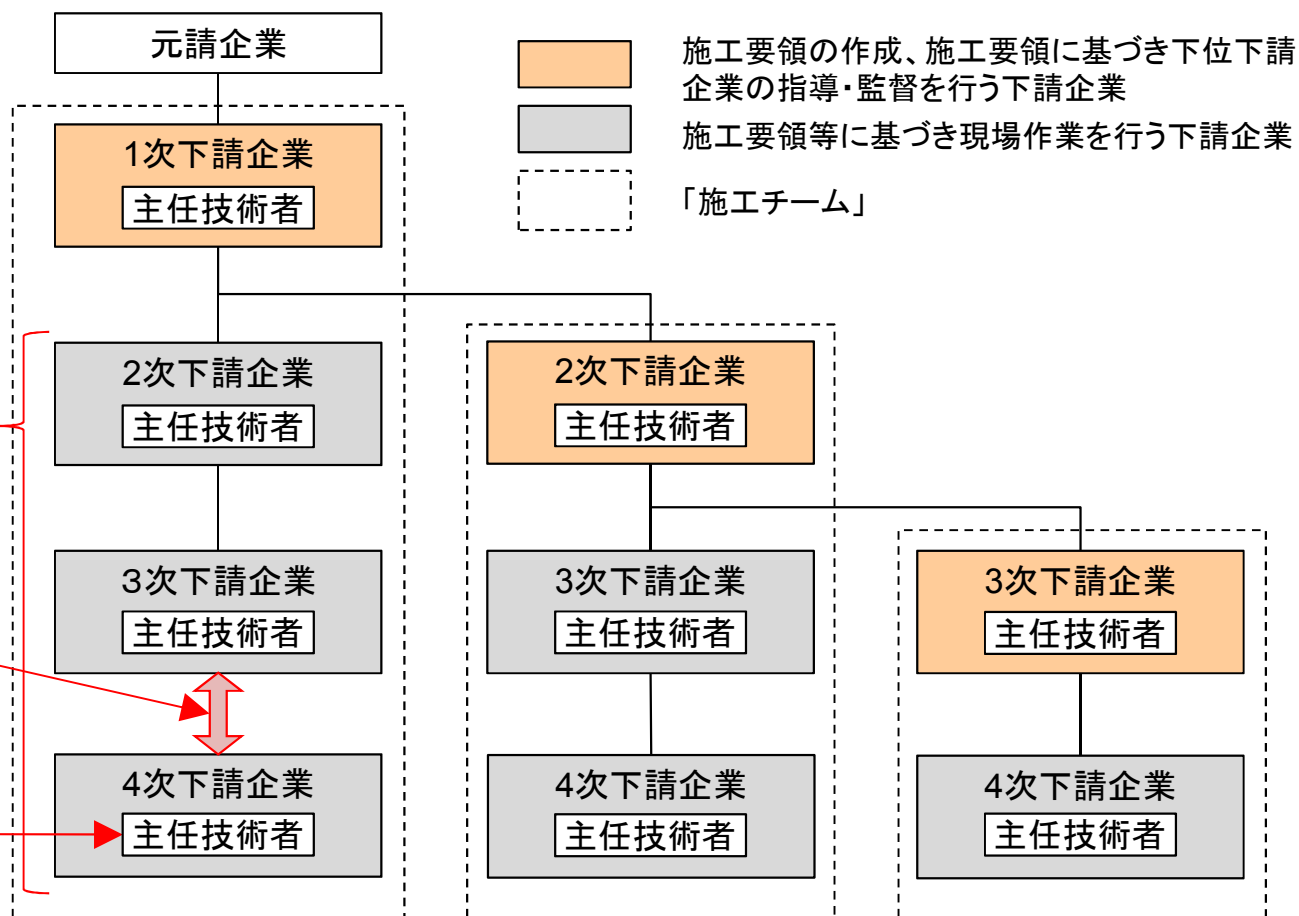
○「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう(以下の者は原則として専任とは言えない)。

- ①住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤不可能な者
- ②他の営業所において専任を要する者
- ③建築士や宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者
- ④他に個人営業を行っている、他の法人の常勤役員である等他の営業等について専任に近い状態にある者

<施策の概要>

- 請負契約は発注者と元請、元請と下請の間のみならず、下請と下請の間でも締結されているが、タテの請負契約によらない形で下請企業間の規律を再構築することを検討する。
- 現場でいわば「施工チーム」を形成している下請企業間の関係はどのような規律によれば適切に機能するのかという点について検討を深める必要があり、労働法制との関係、責任分担のあり方など検討すべき点も多いが、「施工チーム」が適切に機能する上で適当な契約形態と技術者配置について検討する。

<現状の下請の施工体制(例)>



<課題等>

- 重層化に伴う指揮命令の不明確化
- 請負契約でありながら労務の提供に近い実態の指摘
- 下位の請負配置における技術者配置の形骸化

<施策の概要>

- 限られた技術者を効率的に配置し、会社全体としての能率を高めていくことによって生産性の向上を図る観点から、特に優秀な者が複数の現場を兼務できるようにするなど技術者要件を緩和していくことは妥当と考えられ、監理技術者の配置が必要な工事、監理技術者等の専任配置が必要な工事の要件について、見直しを検討。

<背景>

- 平成28年6月、物価上昇や消費税増税等に伴う金額要件の見直しを実施。
- 適正な施工確保のための技術者制度検討会において、引き続き、関係業界団体等からのヒアリングにおいて出された各種要望を踏まえ、
 - ・請負金額全てを対象にするのではなく例えば施工の部分のみの対象にする方法
 - ・工期の加味等による金額の考え方の見直し
 - ・工事の難易度といった概念等金額要件によらない基準の導入可能性など幅広い見直し方法について議論を行ったところだが、それぞれ一長一短があり、結論は得られなかった。

現行の技術者配置要件(監理技術者の配置が必要な工事、監理技術者等の専任配置が必要な工事の要件)

<検討の視点>

- (従来の視点)
- 工事の規模
 - 工事目的物の種類
 - 公共性

+

- (新たな視点)
- 各企業の工事内容や対応

見直し
の検討

<留意すべき事項>

- 安易に兼任を認めることは、特定の有能な者に業務が集中することになり、働き方改革とは逆行してしまうおそれ。その実施範囲等については慎重な検討が必要。
- 品質の低下を招いたり、不良不適格者が参入しやすくなったりすることの無いよう、例えばICT技術の活用によって品質管理、安全管理等が同程度以上に確保できるようにするといった代替手段を同時に導入するなど、十分に留意すべき。

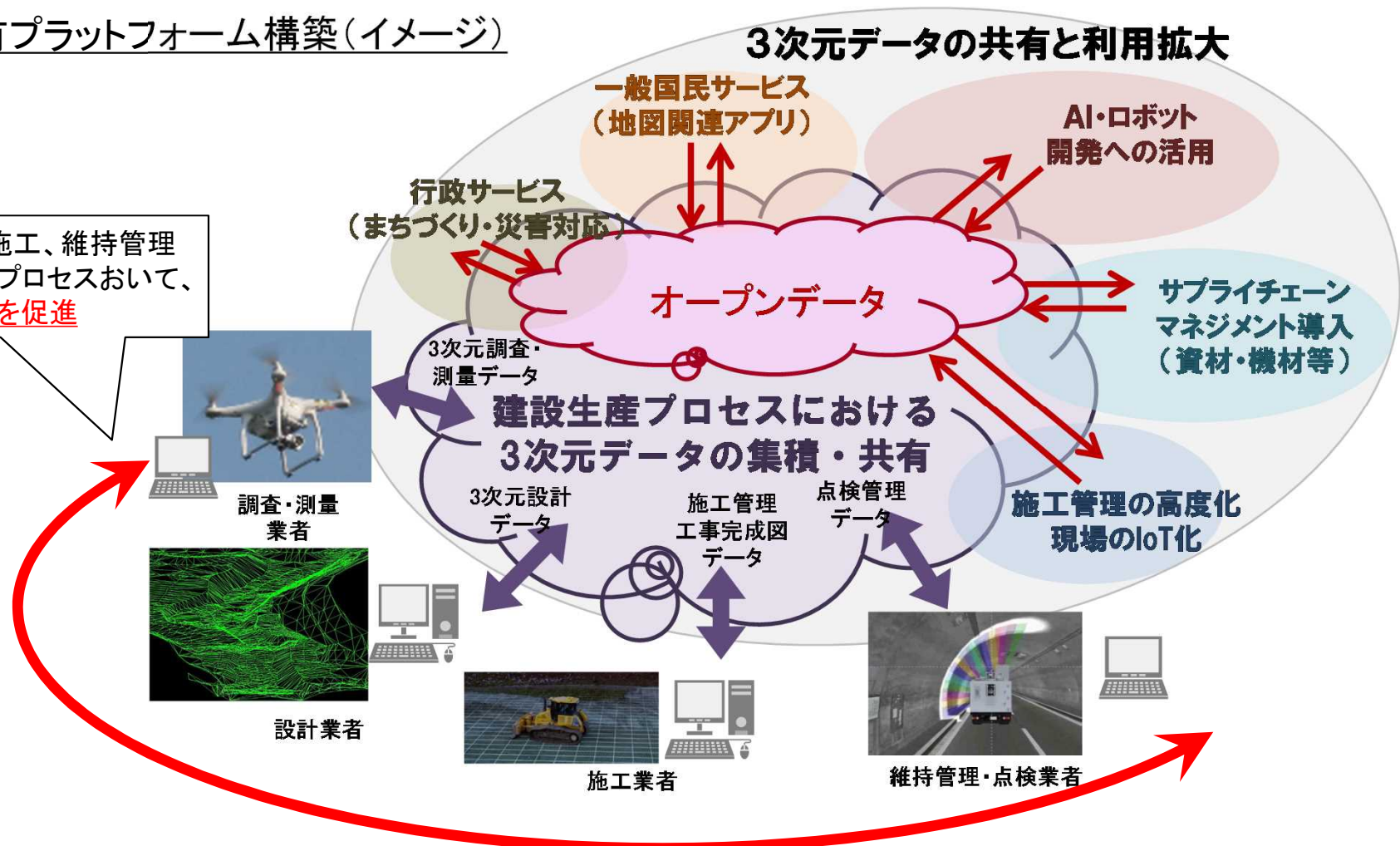
具体的な基準設定は極めて困難であるものの、その可能性を模索

<施策の概要>

- 調査・測量から設計、施工、維持管理まであらゆる建設生産プロセスにおいて建設現場の生産性向上を目指すi-Constructionを推進するため、3次元データの利活用を促進。
- データ標準やオープンデータ化により、3次元データ共有プラットフォーム構築によるシームレスなデータ利活用。
- その他、地下空間の安全技術の確立に向けた取組を推進するため、ボーリング柱状図や土質試験データなどの地盤情報を一元的に集積して 広く共有する仕組みの構築について検討。

3次元データ共有プラットフォーム構築(イメージ)

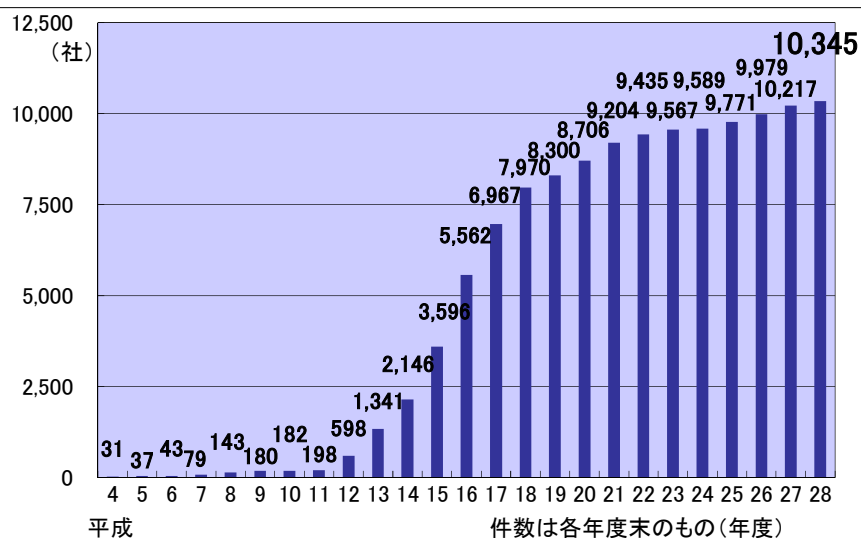
調査・測量から設計、施工、維持管理まであらゆる建設生産プロセスにおいて、3次元データの利活用を促進



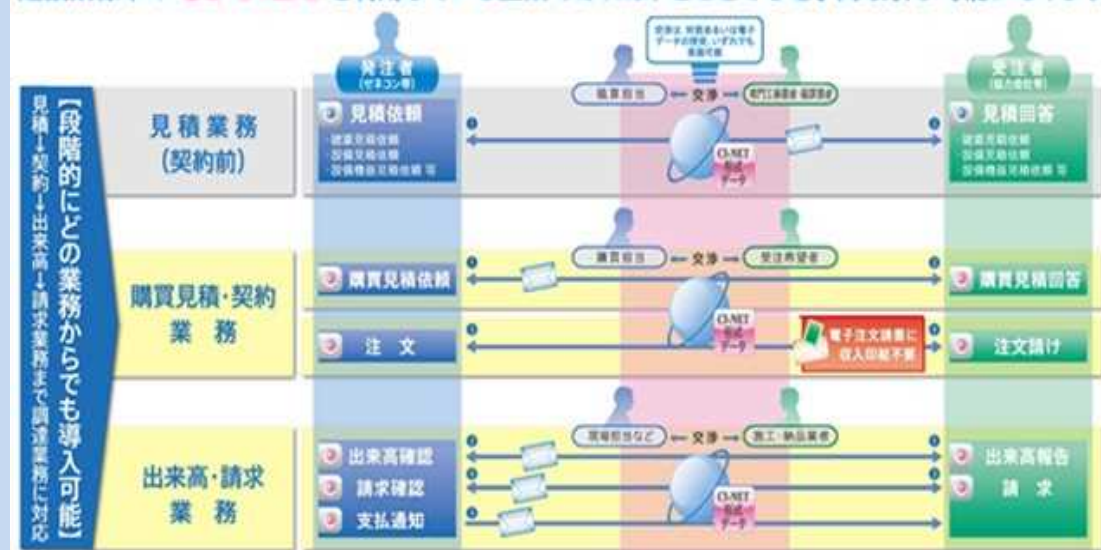
＜施策の概要＞

- 生産性向上に資する建設産業の電子商取引の更なる発展を図るため、CI-NETも含めた電子商取引全般について、特に中堅・中小建設企業を対象として、更なる活用を促す。
- 電子商取引の導入により、書類の送付や提出などの作業負荷の削減、見積や契約データの利活用や標準ルール利用による取引先毎に合わせたシステム開発が不要になること等により、特に中堅・中小建設企業の生産性向上による経営の効率化・高度化を実現する。

CI-NET利用の企業識別コード登録企業数の推移



建設業標準のCI-NETを利用している企業であれば、どこでも電子商取引が可能になります



- ※ CI-NETの電子商取引では、請負代金の内訳を明示することが可能であることから、法定福利費や安全衛生経費の確保のための活用方を構築する。
- ※ また、建設企業の資金繰り支援の一貫として、電子記録債権スキームとの連携方策についても併せて構築する。

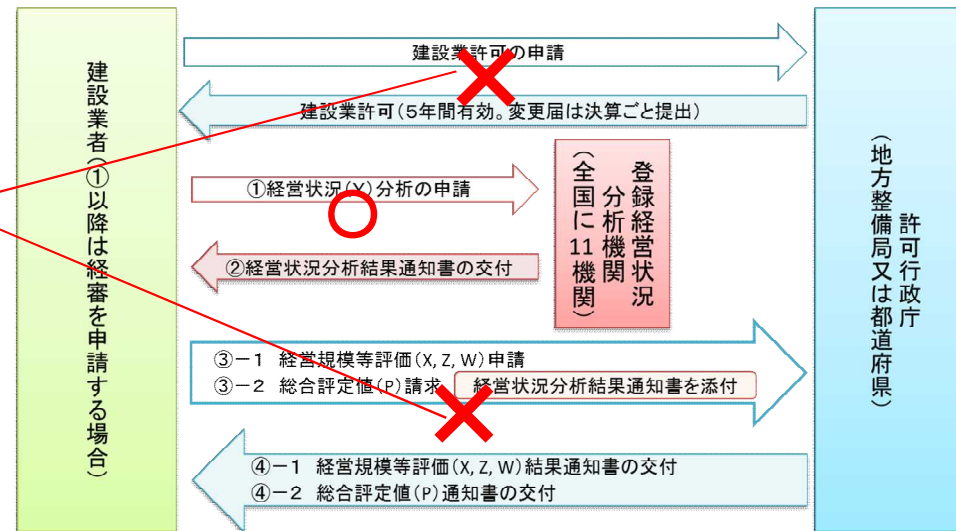
<施策の概要>

- 建設業許可、経営事項審査の申請に係る一部の書類について、その準備や審査が申請者、許可行政庁の双方にとって過大な負担となっているとの指摘があることを踏まえ、申請書類等を簡素化するとともに、将来的には電子申請化を図る。
- 書類の簡素化にあたっては、必要な審査精度を保てるよう、提出書類に関する事後チェック体制の強化、虚偽申請発覚時の処分の厳格化等についても併せて措置する。

○建設業許可申請、経営事項審査申請の電子化

- ・現行、書面での申請が行われている手続の電子化
 - ・申請データの電子的な確認（審査負担を軽減）
- により、建設企業・許可行政庁の双方の事務を効率化（生産性の向上）

【現在の電子申請の整備状況】



※ 同時に、虚偽申請等の不正への対応を厳格化

○建設業許可申請書類、経営事項審査申請書類の簡素化

建設業許可や経審等の申請時に添付する確認書類を簡素化（生産性の向上）

(参考)行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～(平成29年3月29日)(抜粋)

○ 行政手続簡素化の3原則

1. 行政手続の電子化の徹底
2. 同じ情報は一度だけの原則
3. 書式・様式の統一

○ 重点分野と削減目標

1. 重点分野
「営業の許可・認可に係る手続」等について削減目標達成のための計画を策定
2. 削減目標
行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年以内に20%削減

＜施策の概要＞

- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定制度について、拡充された税制優遇措置を含めて、広く中堅・中小建設企業に周知し、中堅・中小建設企業による生産性向上に向けた取組を広く普及させる。
- 特に優良な経営力向上計画から、他社の参考となる要素を抽出し、建設業分野に係る経営力向上に関する指針に反映させる。

【建設業分野に係る経営力向上に関する指針（概要）】

- 申請者は、企業の経営力向上に資する6項目から実施事項を選択し、経営力向上計画を策定する。

自社の強みを直接支える項目

一 一人に関する事項

従業員の処遇改善（月給制、週休二日の確保等）等

二 財務管理に関する事項

社内業務の効率化（ICT機器活用など）等

三 営業活動に関する事項

年間受注計画の策定（発注情報の適時の収集等）

四 新技術・工法の積極的導入

生産性向上に資する取組の導入 等

持続的な成長に向けた長期的な取り組み

五 中長期的な人材確保に向けた人への投資

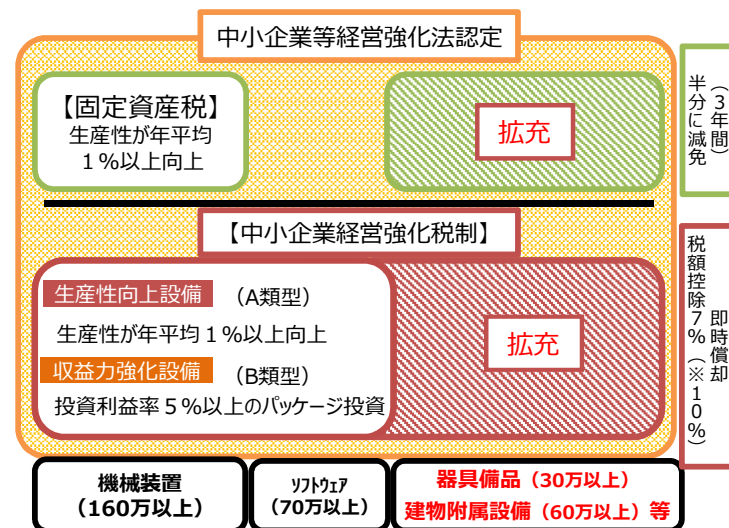
女性や高齢者の活躍推進など（働きやすい雇用環境の整備等）等

六 建設企業のイメージ向上につながる取り組み

防災・減災等社会・地域の持続的発展に対する有償・無償の貢献 等

【平成29年より拡充された税制優遇措置】

- 固定資産税の減免措置については、機械装置に加え、器具備品・建物附属設備等が対象となった。
- また、これまでの中小企業投資促進税制の上乗せ措置が改組され、中小企業経営強化税制が創設された。



【平成29年4月30日現在の認定状況】

全産業における認定件数 19,284件
うち建設業における認定件数 1,199件

【認定事例】

民間新築ビルの鉄骨工事、公共施設の耐震補強工事を行う会社が、スキャナーによる現場実測を通じた三次元データ化、三次元設計データの活用と全自動溶接ロボットの導入等による生産性向上に取り組む。



- 認定事業者に対する税の減免措置等の優遇措置により、生産性向上に向けた計画に取り組む中堅・中小建設企業を後押しする。
- また、認定された経営力向上計画の中から特に優良な事例を選定し、その要素を建設業分野に係る経営力向上に関する指針に反映させていくことにより、中堅・中小建設企業による生産性向上に向けた計画について質の底上げを図っていく。

<施策の概要>

○ 我が国建設企業が熾烈な国際競争に勝ち抜き、海外建設市場における受注の確保・拡大を図るため、これまでの取組を一層深化させ、官民連携によるアジアでの更なる受注拡大やアフリカ等の新市場への進出、PPP等請負工事以外のビジネスモデルへの参入支援、プラットフォーム(協議会)の立ち上げによる中堅・中小建設企業の海外進出支援等の取組を実施。

<これまでに明らかになった課題>

<課題を受けた今後の方向性>

官民の連携・ 総合力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 国際競争の熾烈化
既存の「枠組」 からの脱却	<ul style="list-style-type: none"> 経験・ネットワーク不足により新市場への進出が低調 請負工事がほとんどであり、事業分野が拡大しない 資金源/発注者がODA・民間製造業など限定的
安定した強固な 建設関連制度を 各国に	<ul style="list-style-type: none"> 新興国の建設関連制度の急な変更により海外進出に支障 新興国への我が国制度の紹介だけでは法制度の整備に限界
中堅・中小建設企業に とって海外進出を 選択肢に	<ul style="list-style-type: none"> 海外進出に必要な情報収集が困難で、政府機関の各種支援策も認知が不十分 中堅・中小建設企業にとって資金調達が困難
海外展開を支える 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 海外事業に必要なリスク管理等の知識・能力を有する人材が不足、失敗事例が共有できていない 帰国後の外国人材が海外進出の足がかりとしての役割を果たしていない 若年層の建設業への就労が減少

→	「質の高いインフラ」の普及促進 他のインフラ産業との連携、人材育成・技術支援・ ファイナンス等を組み合わせた総合力での売り込み
→	拠点国の政府・企業と連携した第三国への進出支援 アフリカ・インフラ協議会 (JAIDA) 等の活用
→	新興国等におけるPPP・不動産開発事業等への 構想段階からの参入促進、JOINの活用
→	ADBや世界銀行などの融資を活用した 案件受注の支援
→	EPA等による制度の安定化 相手国政府への機動的な働きかけ
→	法令の立法段階での直接的な支援 新興国政府の中核的職員への重点研修
→	企業・政府等のプラットフォーム 「中堅・中小建設企業海外展開推進協議会 (通称JASMOC)」の立ち上げ
→	地銀・関係機関等と連携した金融支援の方策の検討
→	セミナーや研修、Eラーニングを通じた、失敗事例を 含めた知見の共有や人材育成・能力向上の支援
→	進出予定国の外国人材の採用・活用促進 我が国企業と外国人材の帰国後のマッチング支援
→	我が国建設企業の秀でた事業活動や 技術等に脚光をあてた表彰の実施

③多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

③多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

○ 建設工事の適正な施工の確保や発注者の保護を高い水準で実現し、国民や発注者の利益を一つ一つ実現。

○建設産業の各プレイヤーの役割と責務を明らかにする（再掲）

- ・受発注者双方の責務の明確化
 - －適切な設計図書の提示・変更、施工条件の明示
 - －不当に短い工期による契約締結の禁止
- ・関係者（経營業務管理責任者、現場代理人、職長等）の定義・役割の明確化
- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（後掲）
- ・各プレイヤー間のリスク分担の明確化（再掲）

○顧客が安心して発注できる環境を整える

- ・**個人発注者等の保護**
 - －受注者からの情報提供や契約内容の説明
- ・**民間工事の発注者に向けた企業情報の提供**
 - －電子申請化と併せて、工事経歴書・財務諸表等をインターネット上で公開
 - －民間工事の元請企業に対する企業評価制度の構築
- ・**小規模建設工事に適用される規律の充実**
 - －無許可業者に適用される規定を拡充
 - －一定の建設工事について届出制度又は登録制度を創設

○建設生産物の一部を構成する工場製品の質を高める

- ・**工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止**
 - －工場製品の製造者への報告徴収・立入検査、勧告等の制度を創設

○建設サービス全体の品質に直結する設計の品質を高める

- ・フロントローディングなど設計の品質の向上に資するC I M等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
- ・設計の品質を高めるための適正な履行期間の設定と履行期限の平準化
- ・地方公共団体発注の建築工事の適正化
 - －コスト変動要因の具体的な事例も踏まえ、各段階（企画・設計・積算・施工）における課題と対応策をとりまとめた、地方公共団体の建築事業円滑実施のための手引きの策定

○建設業で働く人の姿を「見える化」する

- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化
 - －建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - －技能労働者が技能の向上に努める責務
 - －施工現場における技能の明確化
 - －請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置
 - －専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ
- ・**高い能力を有する技術者の育成**
 - －監理技術者、主任技術者への公的な資格を有する者の配置の推進
 - －継続的な技術研鑽が行われる仕組みづくり
 - －難易度の高い工事等への有能な技術者の配置の推奨

○発注者の体制を補完する

- ・**地方公共団体や個人発注者等における発注体制の補完**
 - －CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設
 - －複数の地方公共団体等による事務の共同化や権限代行制度の活用等に資する実務的なガイドラインや手引き等の策定
 - －発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等）

○専門工事業の姿を「見える化」する

- ・専門工事企業に関する企業情報の提供（再掲）
 - －専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築
- ・先進的な取組をしている専門工事企業に対する顕彰

○不正が行われない環境を整える

- ・**法令違反への対応の厳格化**
 - －法令違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化
 - －法令遵守ガイドラインに基づく指導の強化
- ・**適正な施工の徹底のための体制づくり**
 - －技術者資格の確認制度の対象拡充
 - －悪質な不正行為に対する、経営者と技術者の責任分担を踏まえたペナルティの充実
 - －法令で義務づけられた技術者配置等のチェックの徹底
- ・**施工不良の原因を蓄積し、施工不良を未然に防ぐ仕組みづくり**

地方公共団体や個人発注者等における発注体制の補完

- ③良質な建設サービスの提供
- 発注者の体制を補完する

<施策の概要>

- 地方公共団体や個人発注者等における発注体制を補完するために、以下の施策に取り組む。
 - ・CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設。
 - ・複数の地方公共団体等による事務の共同化や権限代行制度の活用等に資する実務的なガイドラインや手引き等を策定。
 - ・発注関係事務の民間委託に関するガイドラインを策定。

<背景>

- 小規模な地方公共団体などでは、土木・建築の職員が減少し、今後、発注体制が十分に確保できなくなるおそれ。また、個人発注者については、建設工事の発注のノウハウを有していないため、発注に当たってトラブルや不都合に巻き込まれるおそれ。こうした中、設計や発注に係る発注者の事務を補助することを目的としたCM方式等へのニーズが高まっている。
- 他方、CM方式に制度的な位置付けがないことがCM方式の普及が進まない一因となっており、今後、CMRに求められる能力について検討するとともに、発注者が利用しやすい仕組みの創設に向け、具体的な制度設計について検討。併せて、アットリスク型のCM方式に対して建設業法上のどのような規定を適用するかなど、建設業法との関わりについても検討する必要。
- 地方公共団体の発注体制を補完する観点からは、CM方式のほか、複数の地方公共団体による事務の共同処理や、他の地方公共団体による発注事務等の権限の代行、発注関係事務の民間委託などの方式についても、より円滑な活用が進むよう環境を整備することが重要。

<CM方式の種類>

アットリスク型CM

左記のマネジメント業務を加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式

ピュア型CM

CMRが、設計・発注・施工の各段階において、マネジメント業務を行う方式

発注者

マネジメント

CMR

設計

建設コンサルタント

建設会社

建設会社

建設会社

発注者

CMR

設計

建設コンサルタント

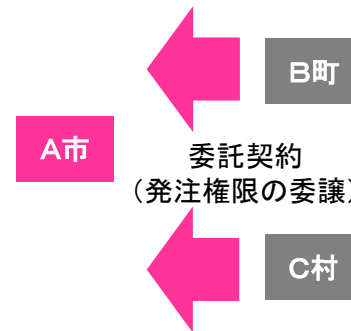
建設会社

建設会社

建設会社

<事務の委託>

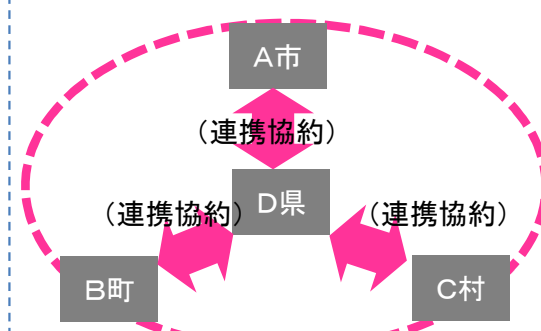
(共同化のイメージ)



委託団体の発注権限を受託団体に委譲し、受託団体が発注を代行

<連携協約>

(共同化のイメージ)



団体間で基本的な方針と役割分担を定め業務連携を通じた効果的な発注を実施

個人発注者等の保護

<施策の概要>

- ほとんど発注経験のない個人等でも安心して発注できるよう、受注者からの情報提供や契約内容の説明のあり方など個人発注者等のために必要な制度を構築する。

<背景>

- 現行の建設業法では、業を営む上で継続的に工事の発注を行う企業（いわゆるプロの発注者）やほとんど発注経験のない個人等（いわゆるアマの発注者）が同列に扱われており、個人発注者等に特化した規定は設けられていない。
- 今後、修繕工事など、発注に精通していない発注者が建設工事を発注する機会が増大する中で、発注に精通していない発注者であっても、事業者選定に当たって有益な情報を十分に入手し、トラブルや不都合無く安心して建設工事を発注することのできる環境が求められている。

<民間建築工事における発注者別の態様と特徴>

発注者 類型	工事目的物 (例)	一般的な 発注能力	工事目的物の 所有者	エンド ユーザー	主な契約関係者
業を営む上で 継続的に工事 の発注を行う 企業	分譲マンション	○	マンション 購入者	マンション 購入者	発注者-マンション購入者(売買契約)、発注者-建設会社(工事請負契約)
	賃貸マンション	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発注者-建設会社(工事請負契約)
	賃貸オフィス ビル	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発注者-建設会社(工事請負契約)
その他の 企業	工場、自社ビル	様々	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	商業施設	様々	発注者	テナント 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
個人	賃貸アパート	×	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発注者-建設会社(工事請負契約)
	個人店舗	×	発注者	所有者 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
	一戸建て	×	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)

※ 各類型においては、新築の場合とリフォーム等の場合とがある。
また、以上は一般的な例を示したものであり、実際には様々な業態があることを踏まえれば、これらに該当しない場合もあり得ることに留意する必要。

<施策の概要>

- 民間工事における情報の非対称性を解消し、発注者が建設企業に関する情報を有効に活用して企業を選定できるような環境を整備するため、以下の措置を実施。
 - ・ 許可申請時等に提出する書類(工事経歴書、財務諸表等)について、電子申請化とあわせて、これらの書類をインターネット上で公開する。
 - ・ 許可申請時の提出書類以外の企業情報についても、各企業のホームページ等において積極的に情報開示を促す。
 - ・ 民間工事を受注する建設企業に対する評価の仕組みを構築する。

○工事経歴書、財務諸表等のインターネット上での公開

行政による公開(制度)

【建設業法 第13条 (提出書類の閲覧)】

国土交通省大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、次に掲げる書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。

(提出書類の具体的内容)

- ・許可申請書
- ・工事経歴書
- ・工事施工金額
- ・使用人数
- ・その他貸借対照表等の財務諸表 等

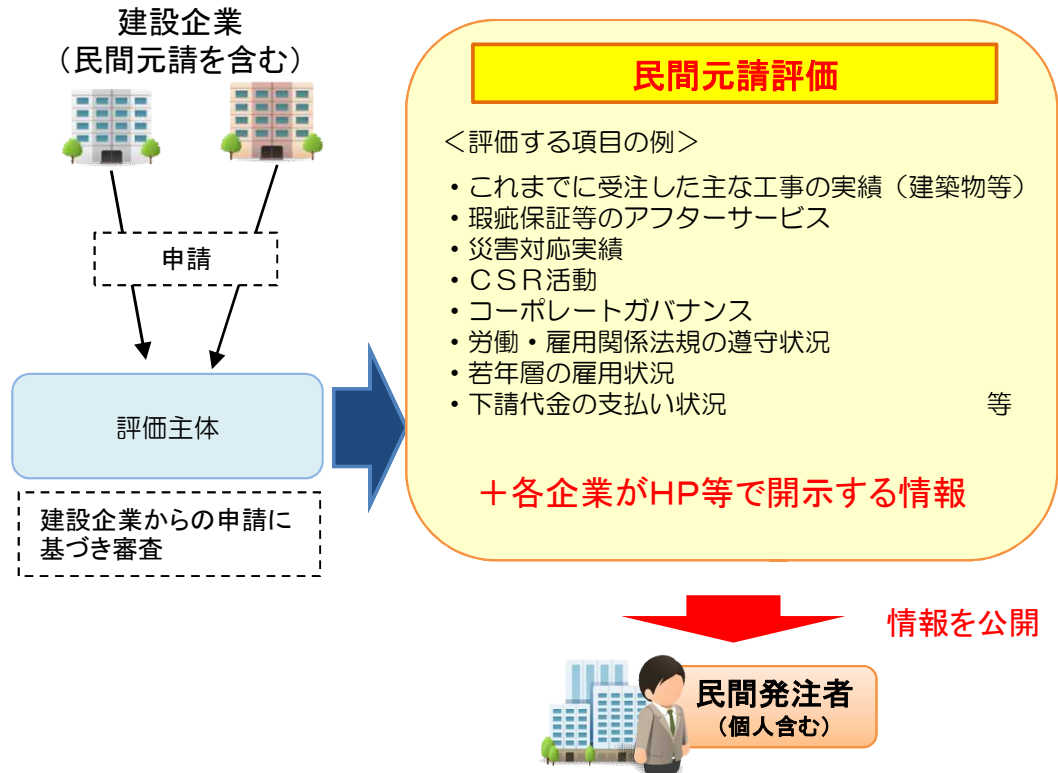
(閲覧制度の趣旨)

- 提出書類を公衆の閲覧に供することによって、建設工事の注文者、下請人等に、当該建設企業の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設企業の選定の利便等に供しようとするものであり、建設業者に関する情報を持たないことによって、建設企業の選定を誤る一般公衆等が少なくないと考えられるので、これらの人びとによって、この閲覧制度が広く利用されることが、もっとも望まれるところである。
- たとえば、特殊な工事を注文しようとする者は、これにより、建設起用の工事実績、経営状態、経営基盤等がその発注する工事に十分耐え得るかどうかを判断する資料とすることができるものと考えられる。

※ 地方整備局では、平均して1日に約20~50件超の閲覧者が訪れる。実際には、建設企業、信用調査会社等による閲覧が多く、まれに戸建て住宅の建設を予定している個人等も本制度を利用している。財務諸表や工事経歴書が閲覧されるケースが多い。

許可申請の電子化の推進と併せて、これらの提出書類についてもインターネット上で公開。

○民間工事の元請企業に対する企業評価制度の構築



建設企業についての基本的な情報を事業者選定に活用することで、**情報の非対称性を解消**。

小規模工事に適用される規律の充実

<施策の概要>

- 小規模工事においても、より良質な建設サービスが提供されるよう、無許可業者にも適用される規定の拡充、技術者を配置すべき場合の整理、一定の種類 of 工事を業として営む場合の届出制度あるいは登録制度の創設など、適正な施工確保に向け、実行性の高い枠組を構築する。

<背景>

- 建設業法においては、一定金額未満(建築一式工事以外は500万円未満、建築一式工事は1,500万円未満等)の軽微な工事のみを請け負う者については、建設業許可を得なくても建設業を営むことができることとされている。
- 一方、同法では、建設業許可業者に対する規定だけでなく、許可を受けていない建設企業に対しても一定の責務を課すとともに、指導監督や不正事実の申告ができる仕組みとなっている。
- 今後、無許可業者にも適用される規定の拡充、技術者を配置すべき場合の整理、一定の種類 of 工事を業として営む場合の届出制度あるいは登録制度の検討など、適正な施工確保に向けたより実効性の高い枠組が必要。

<現行制度>

建設業許可が不要

工事1件の請負代金額500万円未満
(建築一式は1,500万円未満等)

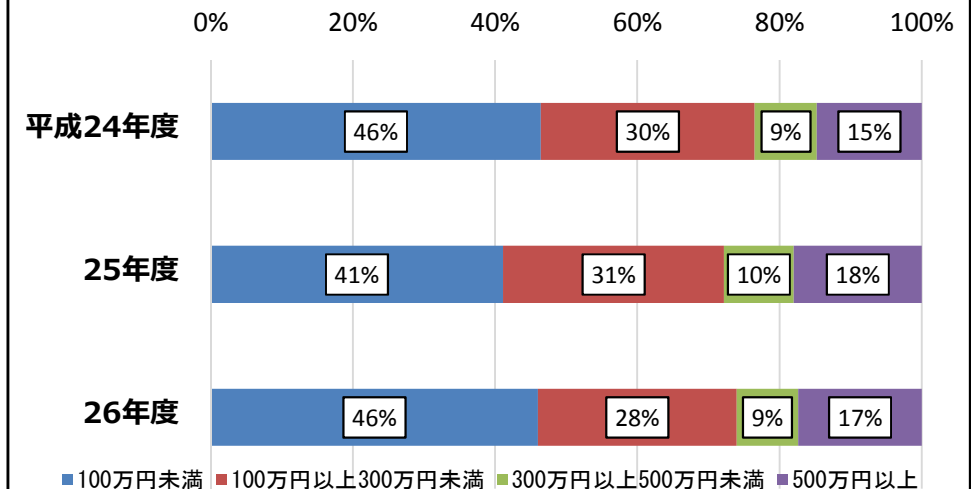
建設業許可が必要

工事1件の請負代金額500万円以上
(建築一式は1,500万円以上等)

[無許可業者も対象とした規定]

- ・ 請負契約を公正に締結し、誠実に履行する義務、書面主義(法第18条、19条)
- ・ 一括下請負の禁止(請ける側)(法第22条)
- ・ 不正事実の申告(法第30条)
- ・ 許可を受けていないにもかかわらず、建設業者であると明らかに誤認される表示の禁止(法第40条)
- ・ 指示処分・営業停止(法第28条)、報告徴収・立入検査(法第31条)、指導・助言・勧告(法第41条)

リフォーム工事の価格帯(住宅)



出所：国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」(平成24年度～平成26年度)

工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止

<施策の概要>

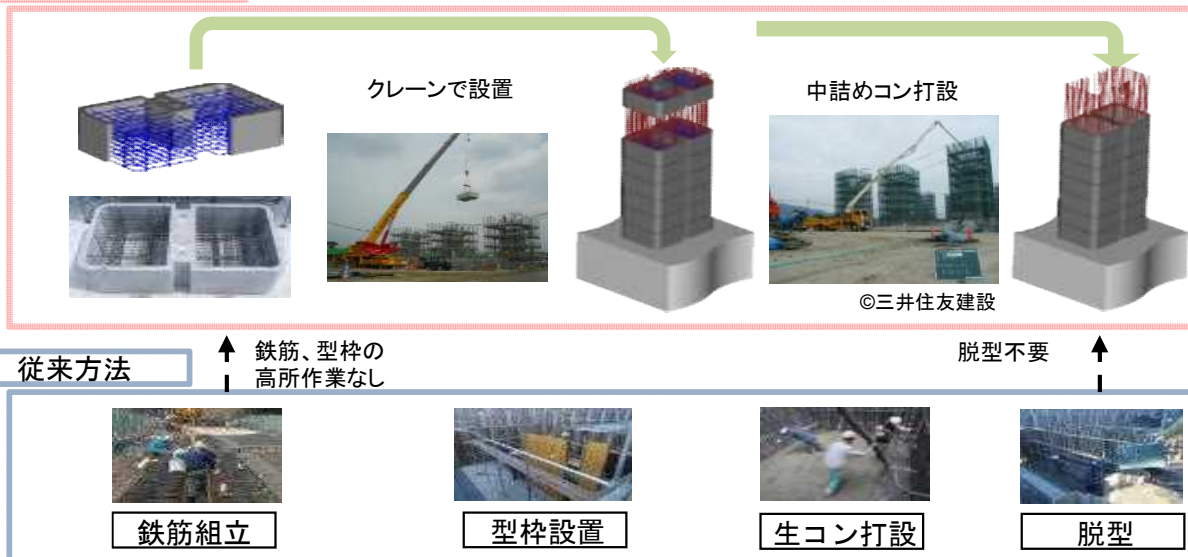
- 今後、生産性向上に向けて工場製品化が更に進展することを見据え、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し、再発防止等のための適切な対応を行うため、報告徴収や立入検査、勧告等の制度を創設する。

<背景>

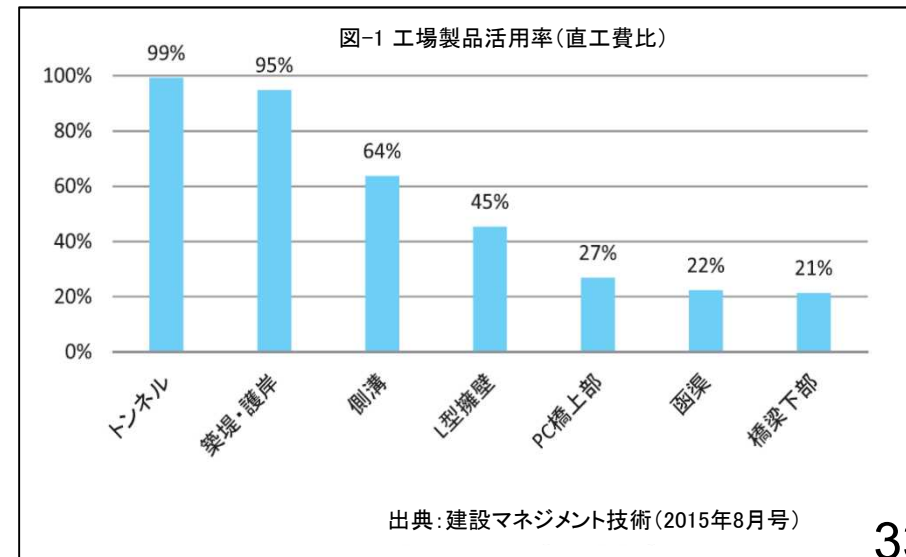
- 受注者が締結する請負契約以外の契約のうち工場製品の売買契約については、売買の対象物が建設生産物の一部を構成するものであり、これら工場製品の不具合は、建設生産物の品質の低下に直結し、ひいては建設工事の適正な施工に重大な影響を及ぼしうるもの。
- 工場製品の不具合については製造者が民事上の瑕疵担保責任を果たすことが基本であるが、建設工事の適正な施工の確保の観点からは、建設業の許可行政庁が、製造者に対して再発防止のための取組を促すことが公益上必要な場合もある。
- 今後、生産性向上のため工場製品化が更に進展することを見据え、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止のための対応が必要。

<工場製品化の進展の現状>

(例)鉄筋をプレハブ化、型枠をプレキャスト化することにより、型枠設置作業等をなくし施工現場打ちの効率化



国土交通省所管直轄土木工事(平成24年実績)における工場製品(プレキャスト等)と現場打ちコンクリートの割合



- ③ 良質な建設生産サービスの提供
 - 建設業で働く人の姿を「見える化」する

高い能力を有する技術者の育成

<施策の概要>

○信頼性・専門性の高い資格保有者の輩出と現場への配置推進

- ・ 監理技術者、主任技術者における公的資格保有者の配置推進
- ・ 国家資格が無い業種に対する国家資格の創設（まずは「電気通信工事」の技術検定を創設）
- ・ 主任技術者要件として民間資格の認定推進

○技術者の能力向上 ～施工技術等の進展への適応

- ・ 継続的な技術研鑽が行われる仕組みづくり（CPDの活用も検討）

○より高い能力を有する者が評価される環境の整備

- ・ 難易度の高い工事等への有能な技術者の配置の推奨
- ・ 有能な技術者がいる企業が評価・選定される環境整備（個々の技術者の実績等の見える化の検討）

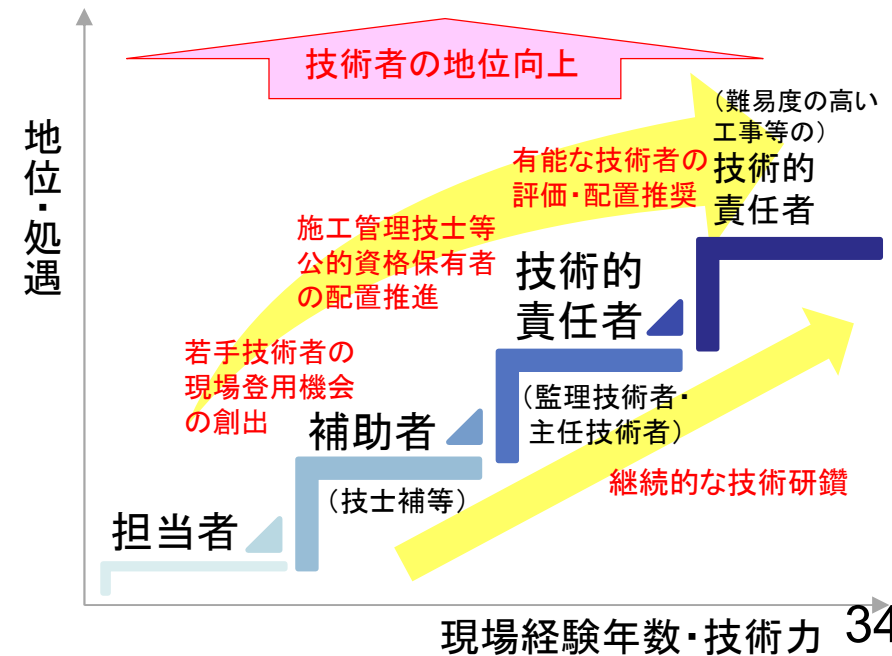
<背景・課題>

○適正な施工を確保する上で、監理技術者、主任技術者が極めて重要な役割を担っているが、現行制度上、一部の業種に関する監理技術者を除き、公的資格を保有していなくとも、一定年数の実務経験を積んでいればこれらの役割を担うことが出来る

○実務経験により習得された技術力の程度を統一的に評価し、十分な技術力が身に付いているかを確認することは不可能

公的資格を有する者の配置推進

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理 技術者	技術検定(1級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (1級建築士等)	認めていない 指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、 鋼構造、舗装、造園) 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験
主任 技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (2級建築士等)	建設業法での 登録資格(4資格) ↓ 認定・登録の推進 最終学歴に応じた 実務経験年数



適正な施工の徹底のための体制づくり

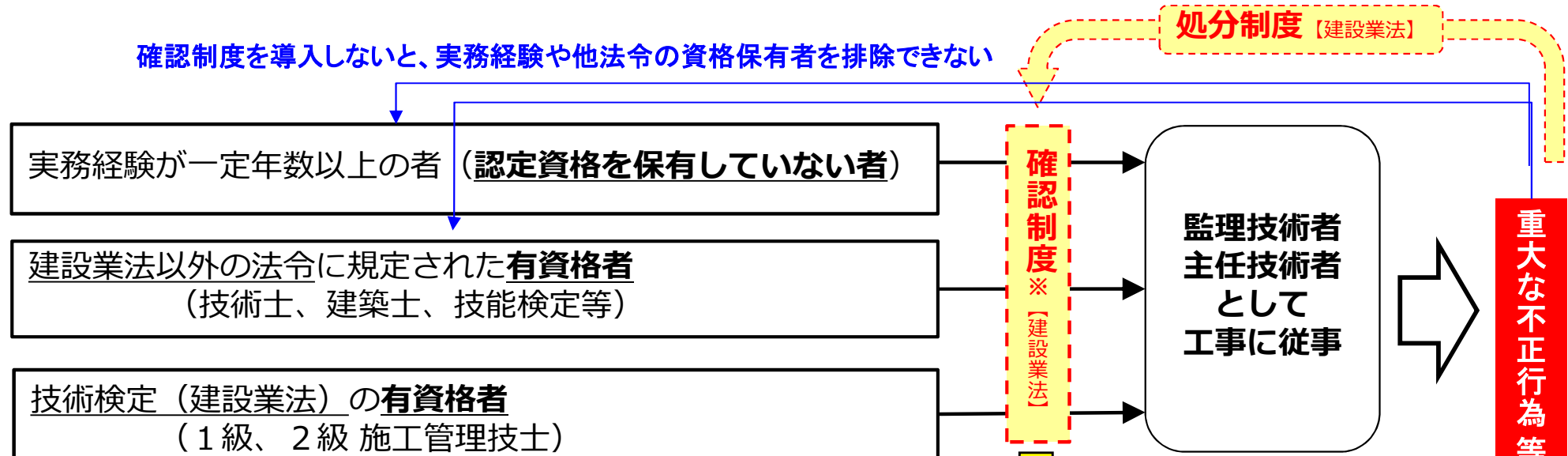
③良質な建設サービスの提供
○不正が行われない環境を整える

<施策の概要>

- 技術者個人の不正行為に対する罰則規定の創設を含めたペナルティの充実（経営者の責任が技術者の責任に押し付けられることの無いよう、経営者と技術者の責任分担、技術者の責任を問う事象の具体化、については慎重に整理）。
- また、不正行為を行った者を排除するしくみとして、既に専任の監理技術者に対して導入されている確認制度について、その対象を主任技術者に拡大することを検討。
- さらに、技術者個人の倫理感を高めていくため、あわせて講習の機会の活用、技術検定における試験問題での対応など、入口部分での対応も含めた総合的な取組を実施。

<背景>

- 依然として度重なる不正事案が発生し、しかも、最近では技術者個人が意図的に不正行為を行うような事案も度々発生。
- 現行制度では技術者としての要件を確認するしくみが一部の技術者しか対象としておらず、実務経験や他法令の資格等により主任技術者の要件を満たしている者については、罰則規定を設けても、排除することができないという課題がある。



「確認制度」導入により期待できる効果(処分以外)

- ・有資格者であることの証明が容易になるとともに、技術者の意識向上につながる
- ・転職や倒産で所属企業が変わった場合も、実務経験等の公的証明が可能となる
- ・多様な認定資格を統一的に証明できるため、配置技術者の要件確認が容易になる
- ・建設業許可や経営事項審査における申請書類の簡素化が期待できる

※現在、専任の監理技術者として配置される者については監理技術者資格者証の申請（登録）が必要

現行制度には、
技術者個人に対する
罰則規定が無い

④地域力の強化

④地域力の強化

- 地域の守り手であると同時に地方創生の担い手でもある地域建設業の持続性を確保していくため、国、都道府県との連携のもと、より身近な市町村など地域が一丸となって取組を推進。

○地域の建設企業の役割を明らかにする

- ・ 地域の建設企業の役割の明確化
(地域インフラの担い手、災害時など緊急時の公的な任務の担い手、地域経済のエンジン)

○地域の建設企業の経営力を高める

- ・ **地域の建設企業の経営プロセスの改善**
－ 営業力やコスト競争力の強化、経営（業績）管理、従業員の処遇改善等に資する先進的な取組事例を情報発信
- ・ **地域の建設企業の経営基盤強化**
－ 円滑な事業承継に向けた環境の整備
- ・ **将来の建設市場に対応した建設企業の制度構築等**
－ 「維持管理」を中心に営む建設企業に適した制度構築等
- ・ **複数の建設企業等による事業連携の促進**
－ 人材や建機等の相互融通の円滑化
- ・ ICTを活用した建設関連ビジネスの展開（再掲）

○地域に貢献する企業を後押しする

- ・ **地域貢献に関する評価の拡充**
－ 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し
－ 経営事項審査において、維持や除雪の実績の経営規模評価への反映
- ・ **地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式**
－ 地域インフラの適切な維持管理に向けて、海外制度も参考にした新たな入札契約方式の導入
- ・ **適正な発注者別評価の推進**
－ 地域特性に応じた発注者別評価の導入の推進
－ 適切と考えられる発注者別評価項目の周知
- ・ 許可に際しての地域の守り手の観点の検討

○地域の多様な主体との連携を強化する

- ・ **地域建設業と市町村との連携強化**
－ 市町村の規模等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となった建設産業の振興・発展の取組（振興計画の策定等）の推進を検討
- ・ 工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進（再掲）
- ・ 地域建設業と教育機関や金融機関等とが連携した、地域の課題解決に向けた取組の推進
- ・ 働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成（再掲）

○市町村の発注体制を補完する

- ・ 地方公共団体における発注体制の補完（再掲）
－ CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設
－ 複数の地方公共団体等による事務の共同化に資する実務的なガイドラインや手引き等の策定
－ 発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等）

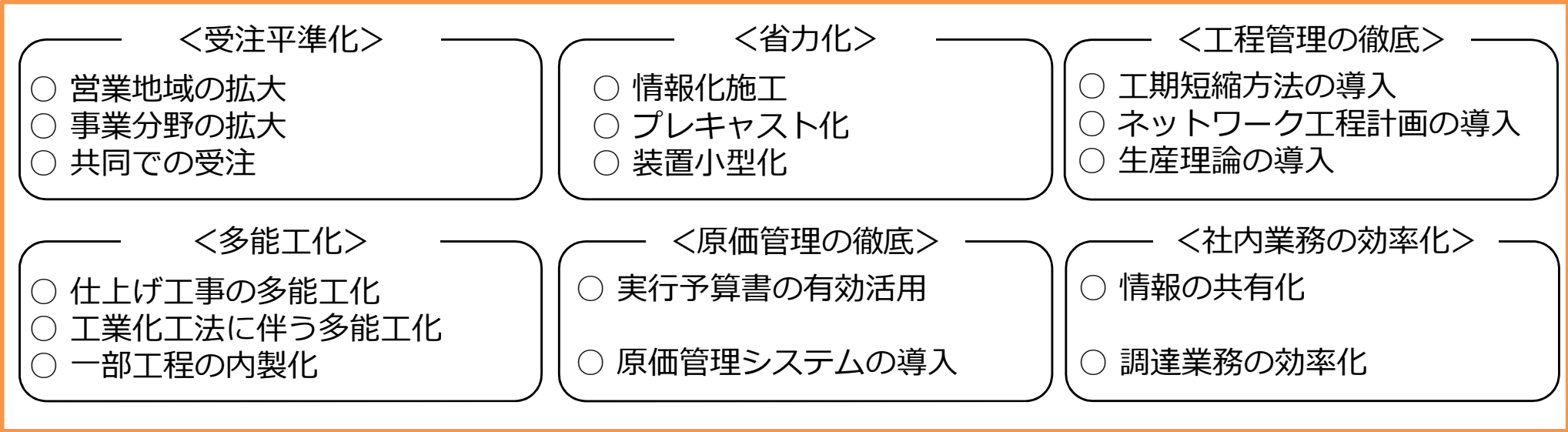
<施策の概要>

- 地域の建設企業における営業力やコスト競争力の強化、経営(業績)管理、従業員の処遇改善に関する先進的な取組や課題の分析を踏まえ、先進的な取組事例を情報発信することを通じて、各建設企業の経営改善を促すことにより、地域建設業全体の経営力の強化を図る。

<背景>

- 建設企業の生産性向上に関しては、i-Constructionなど、建設現場における官民一体の取組が進められているが、建設企業の経営面についても、業務改善の取組をより一層進めることが必要。

本社等における経営プロセスの改善に係る優良事例



営業力やコスト競争力の強化、従業員の処遇改善などに関する取組や課題の分析を踏まえ、各建設企業の経営改善を促すことにより、地域建設業全体の経営力を高める

<施策の概要>

- 地域の建設企業の将来像を考える上で、現行の合併・事業承継等に関する施策も参考にして、円滑な事業承継等による建設企業の経営基盤の強化を図る。

<背景>

- 地域建設企業の企業規模に関しては、市場動向を踏まえた個々の企業の経営判断を尊重すべきとの声がある一方で、将来における建設投資見通しや担い手の状況を踏まえ、合併・再編等を進め、企業経営の安定化・合理化を図っていくべきとの声もある。

<企業規模に関する声>

- 建設企業の経営基盤の強化を図るため、積極的に検討する必要
- 建設企業の合併・事業承継等を促すためには、何らかのインセンティブが必要
- 合併・事業承継等は、市場動向を踏まえた個々の企業の経営判断を尊重すべき
- 将来的には必要になるが、現時点では問題ないのではないか

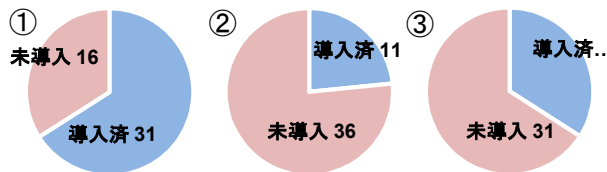
※ 第2回地域建設業WGにおけるアンケート結果より

<現行の合併・事業承継等に関する施策>

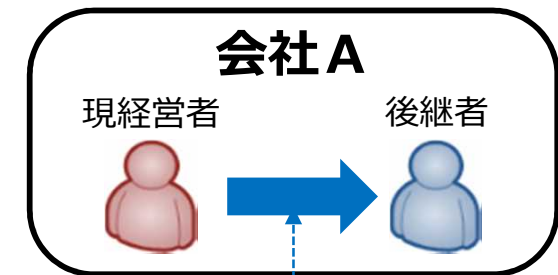
入札契約での合併等特例措置

- ① 総合評価点の加点**
→ 一定期間、合併等会社の総合点数に一定率（10～15%）を加算
- ② 地域要件の緩和**
→ 一定期間、合併等後に従たる営業所となった消滅等会社の主たる営業所を、合併等後の主たる営業所と同様に扱う
- ③ 入札参加等級の緩和**
→ 一定期間、合併等前の会社の等級や合併等後の会社の直近下位の等級を対象とした工事の入札参加を認める

<都道府県での導入状況> ※ 平成28年5月時点調べ



事業承継促進税制



後継者が、非上場会社の経営者から株式の相続・贈与を受ける場合に、5年間相続税・贈与税の納税を猶予

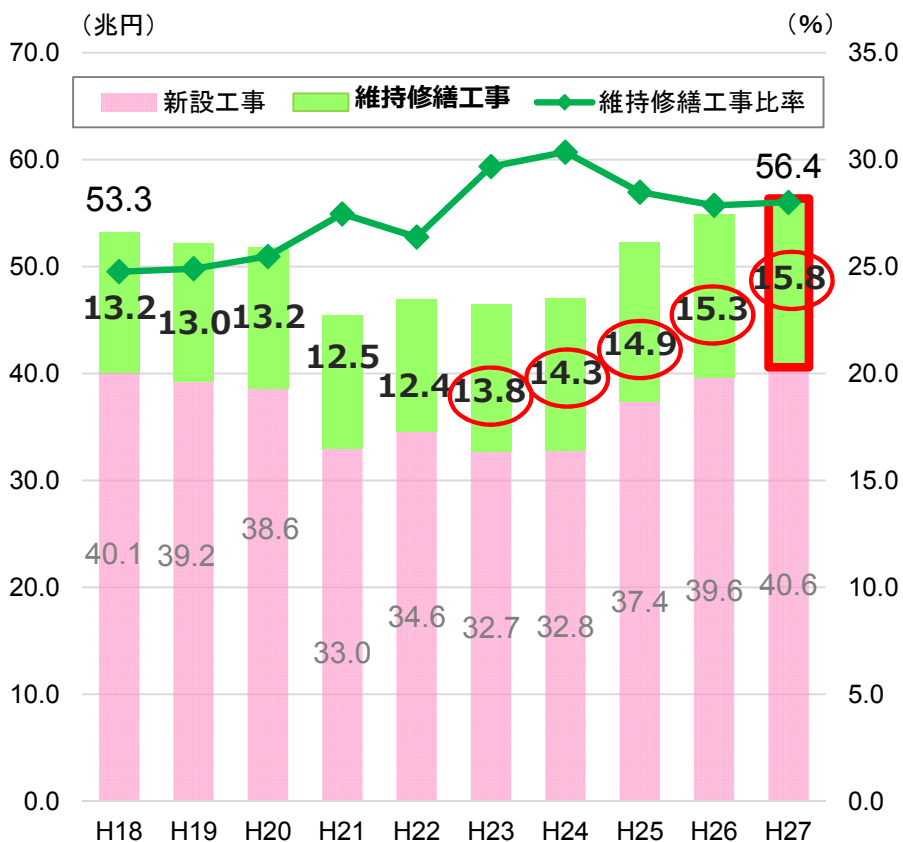
※ 一定の要件（5年間8割以上の雇用を継続する等）が必要

<施策の概要>

- 建設企業は、これまで新設工事の請負を中心に経営を成り立たせてきたが、今後、特に地方で維持修繕工事の重要性が増すことを踏まえ、維持管理を中心に営む建設企業に適した制度構築等について検討する。
- その際、これまで形成されてきた業態や取引慣行に留意しながらも、今後の地域における建設市場の動向や建設企業の立地分布をはじめ、地域建設業の将来像を見据えた検討を行うこととする。

維持修繕工事の推移

- 維持修繕工事の完成工事高は、近年一貫して増加。



※ 数値は元請完成工事高

出典:国土交通省「建設工事施工統計調査」

維持管理の範囲

- 今後、維持修繕工事の重要性が増すことを踏まえ、これまで形成させてきた業態や取引慣行に留意しながらも、維持管理を中心に営む建設企業に適した制度構築等について検討。

現行の地域維持型契約方式の契約範囲(※)

維持

機能・構造の保持するための日常的な行為

- (例)
- ・道路の巡回、清掃、除草、剪定、除雪(業務)
 - ・橋梁の点検(業務)
 - ・舗装のパッチング(工事)

修繕

損傷した構造を当初の状態に回復する行為、付加的に必要な機能・構造を強化する行為

- (例)
- ・道路等の劣化・損傷部分の補修・耐震補強(工事)

更新

構造物を全体的に交換する等、同程度の機能を有する水準で再整備する行為

- (例)
- ・橋梁の架替
 - ・上下水道の機械設備の付替

※ 修繕工事については、大規模修繕工事を除く

- ※ なお、業種区分の新設に当たっては、平成25年の中建審・社整審基本問題小委員会での「当面講ずべき施策のとりまとめ」において、
 - ・規制の強化等の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、社会的課題の解決や疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保に顕著な効果があると見込まれること
 - ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、当該工事に対応する技術者資格等が設定できること
 - ・現在、ある程度の市場規模があり、今後も工事量の増加が見込まれることを要することとされている

<施策の概要>

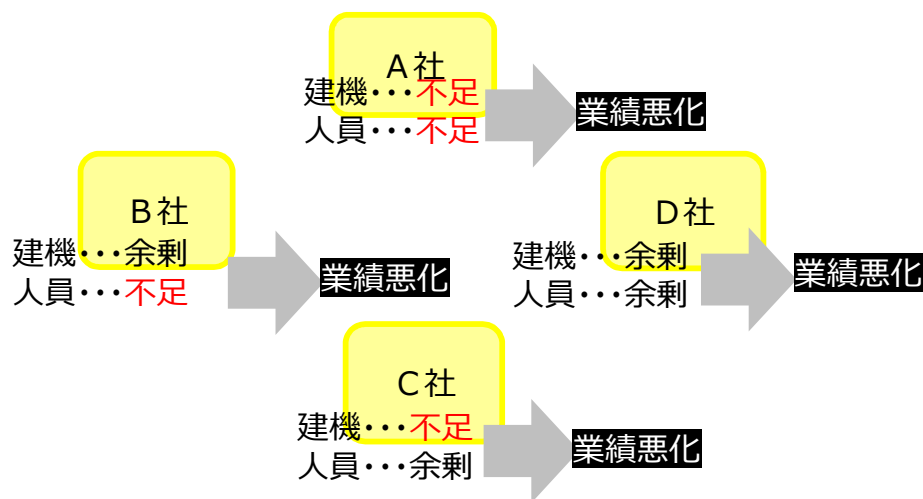
- 複数の建設企業等による事業連携を推進することによって、建機等の相互の貸出しや、また労働者の仕事の機会の創出を可能とすることにより、建設重機や労働者のスキル等の有効活用を図る。

<背景>

- 建設産業は受注産業という特性から、個々の企業における手持ち工事量には変動があり、建設重機や労働者を過剰又は不足とする建設企業が共存する状況にある。
- 継続的な受注が見込めないことへの懸念から、災害や除雪に対応するための建設重機やICT建機等への投資に消極的である。

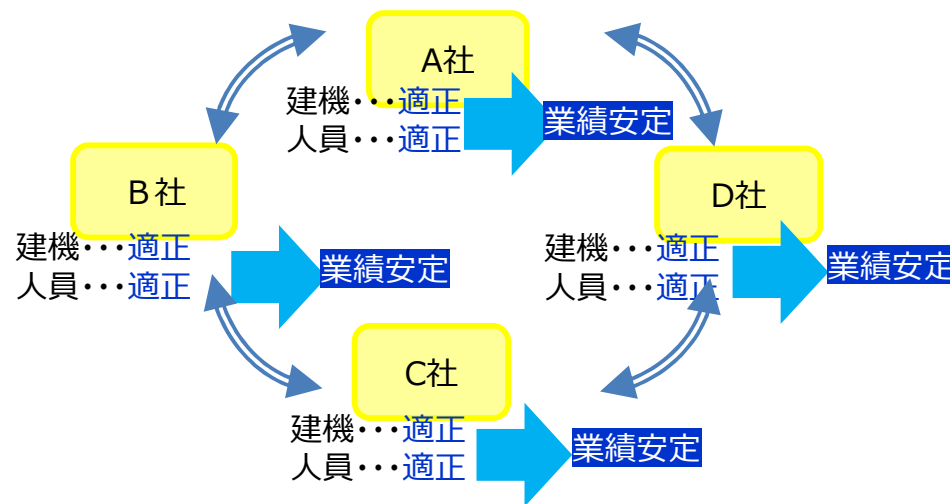
現状

- 企業間の連携は不十分であり、経営資源の余剰・不足が混在



目標像

- 協業化・組織化等により経営資源の余剰・不足を適正化



地域建設産業の発展を通じ、防災・応災、インフラ維持などの機能を持続、地方創生・地域共助に貢献

<施策の概要>

- 「地域の守り手」としての建設企業の役割が将来にわたって維持されるよう、現行の経営事項審査で加点評価を行っている防災活動への貢献の状況について、加点幅を拡大する。
- 小規模企業による建設機械の保有の評価を拡充するなど、経営事項審査における建設機械の保有状況の加点方法の見直しを行う。
- インフラの維持や除雪に係る一部の役務提供についても、経営規模等の評価として公共発注者が活用できるよう措置する。

【経営事項審査の審査項目】

項目区分		審査項目	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	

○防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

現行制度上、建設企業が国、地方公共団体等との間で防災協定を締結している場合、若しくは建設企業から成る社団法人等が防災協定を締結しており、当該団体に加入する建設企業が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合に15点の加点評価を受けるが、この**点数を拡大**。

○建設機械の保有状況の加点方法の見直し

現行制度上、ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・移動式クレーン・大型ダンプ車(建設業を届出)・モーターグレーダーを自ら所有しているか、一定期間以上のリース契約を締結している場合に、1台につき1点、最大15点まで加点評価している。

この点、少ない台数でも建設機械を保有しようとする企業の努力を後押しするため、**初めの数台の加点幅を強化する等の改正を行う。(小規模企業が建設機械に投資をする場合に生じるY点へのマイナス効果の減殺にも寄与。)**

○維持や除雪の実績の経営規模評価への反映

維持や除雪のうち建設工事に該当しないものについては、現行、経営規模の評価対象から除いている。

この点、建設企業が維持や除雪に果たす役割の大きさに鑑み、**維持や除雪について、企業規模に反映した評価結果も併記し**、発注者が目的に応じて活用できるよう措置

(併記のイメージ)

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高	
			年平均	評点(X ₁)
土	木	939	571,276	935
	式	933	503,398	918
	プレストレストコンクリート構造物	950	590,511	940

地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式

- ④地域力の強化
- 地域の多様な主体との連携を強化する

<施策の概要>

- 地域の建設企業の減少により日常的な維持管理や除雪、災害対応等に支障が生じる地域の増加を防止する観点から、地域インフラの維持管理工事等において、発注者が、あらかじめ簡易な競争入札により複数企業を選定した上で、当該複数企業の中から個別の工事等の受注者を柔軟に選定する入札契約方式の導入に向けて検討する。
- その際、特に中山間地域など、現時点においても維持管理工事等を担う建設企業を十分に確保することが困難と認められる地域については、入札を経ずに複数年契約を締結する仕組み等の構築についても検討する。



■ 期待される効果

- ・ 現場を熟知した受注者による効果的かつ効率的な維持管理が実現
- ・ 建設企業が経営の見通しを立てやすくなり、担い手の確保・育成等に寄与

■ 想定される課題

- ・ 枠組みに入れなかった企業の受注機会に配慮することが必要
- ・ 企業選定に当たっては恣意的と捉えられないような基準が必要

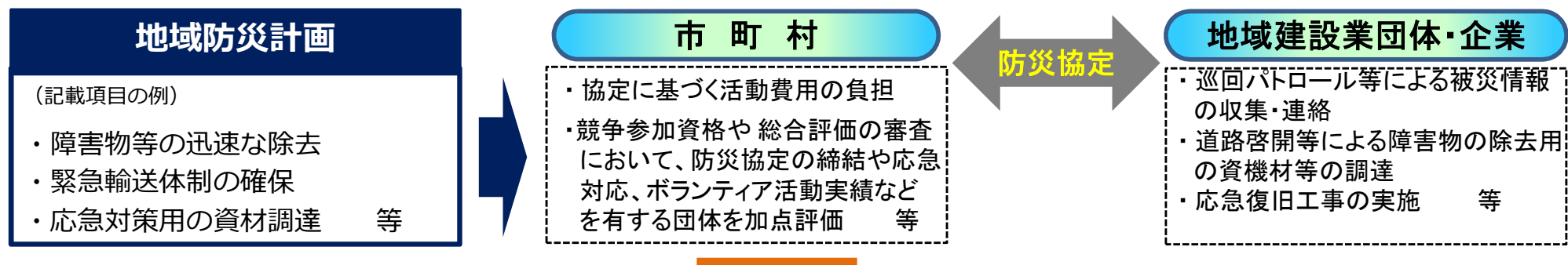
※ 平成29年上期ブロック監理課長等会議アンケート調査(H29.5)より

＜施策の概要＞

- 市町村の規模等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となった地域の建設産業の振興・発展を図るための仕組みを構築する。
- その際、市町村は、地域建設産業の振興等に関する計画を策定することができることとし、当該計画に位置付けられた地域の建設業団体、建設企業、建設関連企業等との連携により、建設企業等が経営の見通しを立てやすい公共工事等の年間発注計画の作成や、若年層・女性の入職促進・定着に向けた取組などを行うものとする。

現状・課題

- 地域建設産業は「地域の守り手」、「地域経済のエンジン」としての役割を果たしているが、これまでの施策が主眼としていたのは地域防災であり、建設産業を官民の協働の下で育てるという産業振興や地域活性化の観点が必要ではなかった。



今後の方向性

- 地域建設産業の振興・発展に向けた市町村の長期ビジョンや将来構想等の策定を促し、災害対応のみならず、官民の協働の下での産業振興や若年層・女性の入職促進・定着などを図る包括的な連携協定を締結し、地域ぐるみでの取組を強化。

